

午前10時30分開会

○嶋崎委員長 おはようございます。ただいまから企画総務委員会を開会いたします。着座にて進めさせていただきます。

欠席届が出ております。財産管理担当課長が病気療養のため欠席であります。岩田委員も若干遅れているようですが、定刻なので始めさせていただきます。

本日の日程及び資料をお配りしてございます。環境まちづくり部の報告が8件、政策経営部の報告が6件であります。この日程に沿って進めたいと思っておりますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、日程1、報告事項に入ります。環境まちづくり部（1）外濠公園総合グラウンドの利用に伴う規程整備等について、理事者からの説明を求めます。

○平岡環境まちづくり総務課長 環境まちづくり部資料1に基づき、外濠公園総合グラウンドの利用に関する規程整備等につきましてご説明いたします。こちらは第1回定例会におきまして、議案のご審議をお願いする予定の案件でございます。

まず1番の規程整備の理由ですが、外濠公園総合グラウンドで行っておりますグラウンドの人工芝化工事は、令和5年3月末の工事完了を予定しており、4月から一般利用が開始されます。今回の施設整備により、これまで野球を中心にゲートボール、保育園の運動会等などにも利用されてきましたが、4月以降はサッカーやフットサルでの利用も可能になります。人工芝化により通年でグラウンドの利用が可能となる上、雨天の翌日も利用できる日が増えることから、これまで以上に申込みが増えることも想定されます。

また、一方で、昨年11月28日の委員会でもご説明しましたとおり、予約のキャンセル、特に無断キャンセルが年間100件を超えることから、無断キャンセルと利用日直前のキャンセルをした場合、一定の利用制限をかけ、キャンセルの抑止と施設の有効活用の向上を目指したいと考えております。これに伴い、都市公園条例の規程整備が必要と考えております。

次に、2番の内容ですが、主に3点ございます。まず、（1）の有料施設の使用料の種別の変更ですが、先ほどご説明しましたとおり、野球・サッカー・フットサル・ゲートボール、運動会といった利用も可能とするため、種別を「野球・ソフトボール・サッカー等」と「運動会・陸上競技等」とする規程整備が必要と考えております。次に、（2）の有料施設の無断キャンセル等を行った者に対する利用制限の設定ですが、無断キャンセルは3か月、利用日直前のキャンセルは1か月間の、利用の申し込み制限の期間を設定することが必要と考えております。次に、（3）の有料施設の利用の制限、権利の譲渡禁止等の設定ですが、万が一、不適切な施設利用によって管理運営上問題が生じた場合に、その利用者に対し利用の制限を行うことを可能とするものでございます。また、利用の承認を他人に譲渡、転貸することはできないものとするものでございます。

次に、3番の意見公募、パブリックコメントの概要ですが、意見公募は昨年12月5日から19日までに実施し、合計12件の意見が寄せられました。意見の概要についてですが、千代田区に在住・在勤の方が8名、利害関係者となる新宿区民の方が4名で、賛成またはキャンセルに伴う利用の制限に前向きとする意見は7件、利用日の直前までキャンセ

ルを認めてほしいとする提案意見が2件、そのほかの意見が3件ございました。主な意見としては、③に記載のとおりでございます。なお、意見公募の結果は広報千代田2月5日号とホームページで掲載をいたします。

資料の裏面、2ページをご覧ください。最後に4番の施行予定の期日ですが、4月1日の一般利用の開始に合わせ、使用料の種別変更を行います。利用制限の設定は、約3か月の周知期間を設けた後の7月1日とすることをそれぞれ予定してございます。

ご説明は以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。説明を頂きました。この件は1定での議案になる予定の案件でございますので、事前審査にならないように、また、資料要求などがありましたらここでお願いしたいと思います。

質疑を受けます。

○小枝委員 今聞いておまして、議案になるということですから、そのときに判断がしやすいようにということになるかと思うんですけども、無断キャンセルの、何とのか、定義というか、100件とおっしゃるけれども、どういうことの……

○嶋崎委員長 内容。

○小枝委員 うん、内容と……

○嶋崎委員長 この間もちょっと、あれだよ。聞いたけど、ちょっと改めてちょっとそのところを話してくれる。聞いていた。無断キャンセルの内容、この間もちょっと1回、こんな内容があるんですよみたいな話だけど、詳細に分ければお知らせください。

○平岡環境まちづくり総務課長 無断キャンセルと利用日直前のキャンセルというのは分けさせていただいております。無断キャンセルというのは、文字どおり何もお断りもなく、利用日当日になっても利用ができる状態なのに現れないというようなことが、無断のキャンセルという形で整理してございます。利用日直前のキャンセルというのは、やはりこの利用の1日前でも1時間前でも、キャンセルしたいというような形でキャンセルをされる方というような形で分けさせていただいております。

令和3年度ですけれども、100件を超えているというようなことで、162件そういった形で無断キャンセルがあったというようなご説明を、前回させていただいた次第でございます。

○小枝委員 それは分かるんですけども、何の連絡もないというその連絡の先がどこのかということなんですよね。あそこの会場のほうだとすると、結構不安定というか、連絡がつかない場合もよくありますよね。そういうことを考えると、連絡の宛て先の安定性というか、それが電話だけなのか、メールもありなのか、そういうふうなことが、これだけのペナルティを科していくからには、受皿としてのしっかりした部分もないといけないんじゃないかなというのは思うんですよね。

○嶋崎委員長 その対応をちょっと、ちゃんと言ってください。

○平岡環境まちづくり総務課長 今現在、外濠公園総合グラウンドは、システムによりまして利用の申込み、それからキャンセルもできることとなっております。キャンセルの申込みもシステムでできることとなっておりますので、利用の方にはシステムを介してその手順をお願いしてございます。そのため、キャンセルの手続もそのシステムの中でご連絡を頂くというような形を現行でも取らせていただいております。です

ので、無断キャンセルという形になりますと、そのキャンセルの入力もされないというような形で、何らの手続もされない方という形になろうかと思えます。

○嶋崎委員長 小枝委員。

○小枝委員 そういうことの、何というか、定義というのがしっかりしないと。

で、100%システムなのかと。100%システムで、電話その他の受皿はないのかとか、ここで一個一個やり取りすることじゃないと思うので、そういうところをしっかりと把握できるようにしておかないと、これだけのことを言うんだから、やる側もしっかりしておかないといけないんじゃないんでしょうか、ということですよ。それが1点。これはもう当日、審査のときに分かるようなのであれば結構なんです。分かりますか。

それで……

○嶋崎委員長 いいよ、いいよ。

○小枝委員 続けていいですか。

○嶋崎委員長 続けてください。

○小枝委員 はい。それで、この雨天の場合とか、当日迷って使えないというときもあると思うんですよ。そういうことはシステム上入れられるのか。また、こういったIT弱者もいる中で、やっぱりそれも電話等で、一応誠実に対応しようとする側が対応しようとしたときに、対応できるような状況になっているのかなとか、そういうことがこの場合は気になります。どうでしょうか。

○嶋崎委員長 その2点ね。

○平岡環境まちづくり総務課長 今、小枝委員から、無断キャンセルの場合の定義、そこら辺を明確にさせていただきたいということと、雨天の場合、当日迷った場合の判断であります。あるいはIT弱者への対応、そういったところをご疑問点であるということですので、議案審査をされる委員会の際に、その点を分かりやすくご説明をさせていただきたいと考えてございます。

○印出井環境まちづくり部長 補足でよろしいでしょうか。

○嶋崎委員長 はい。担当部長。

○印出井環境まちづくり部長 今、課長から答弁申し上げたとおりでございますが、この施設については、施設の運用は地域振興部のほうで実施しているというようなところでございます。

で、今ご質問があったことについて、この施設の申込みについては、完全にフリーで申し込むというんじゃなくて、個人として事前に登録をして申し込むということになりますので、私どものほうも審査の時点まで所管からの情報をまとめますけれども、その登録の段階で、現在どのような連絡先等も含めて情報提供をしているのか。あるいは今回こういう形で制度を見直す中で、さらに直前キャンセル等について、トラブルが起きないようにこういった対応を考えているのかについては、改めて詳細に調査して、併せてご答弁できるように準備したいというふうに思います。

○小枝委員 そうですね。これまでとこれからということで、これまでも正直分かりづらいつころがあったのも事実だと思うので、この今日のコメント欄を見ると、非常に何か今までの利用者が不届きだという一辺倒になっちゃうんですけど、慣例的にそういうところがあったのかもしれないんですけど、分かりにくさというのがあったかなという気もして

おります。

それで、お願いなんですけれども、今までのスポーツ種類とこれからのスポーツのメニューは変わるわけですよね。だから、これまではこういう団体がこんなふうに使っていました。テニスとかは入っていないけど、テニスは全く別枠で考えているんですか。分かりやすさからいったら、テニスも含めて、今まで使えた利用のやり方、1日3区分けにしていたとかナイターもあったとか、その辺は、これからはここが充実するとかしないとか、そういうことが、議員が分かれば区民はもっと分かるわけなんで、そういうのがあると、すきっと次に行けるんじゃないかなというふうに思いますので、よろしくお願いします。○嶋崎委員長 まあ、しっかりと用意してくださいよ、いずれにしてもね。当日のときまでをお願いします。

ほかにありますか。

○木村委員 主な意見の四つ目のところに、「他区や都の施設と同様のペナルティの仕組みを採用頂きたい」というようなご意見もございました。近隣区や都のグラウンドの規程についても、ちょっと比較できるような資料を準備をしていただけるとありがたいです。

○平岡環境まちづくり総務課長 近隣区のものとしましては、例えば新宿区、あるいは東京都、こういったスポーツ施設のキャンセルの事情等も調べた上で、今回ご提案をさせていただいたという次第でございますので、その点、その周辺の事情もご説明をさせていただきたいと思っております。次回、そういったご説明を加えて、補足をさせていただければと考えてございます。

○嶋崎委員長 はい。よろしいですか。

ほかに。いいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 それでは、この件に関しては質疑を終了いたします。

次に、（２）お茶の水橋補修補強工事について、理事者から説明を求めます。

○谷田部道路公園課長 それでは、環境まちづくり部資料２、お茶の水補修補強工事についてご説明させていただきます。

1番の工事概要でございます。現在、鉄建・スバル興業建設共同企業体によりまして、令和7年3月31日の完成を目指して工事に取り組んでいるところでございます。今回、設計変更で増額の予定がございます。増額金額としては2,990万9,000円ということで、0.97%の増ということで、専決による契約変更を考えているところでございます。

変更の概要でございますが、2番をご覧いただきたいと思っております。今回の変更内容につきましては、インフレスライドの請求に対する増額ということで、2,990万9,000円でございます。

このインフレスライドでございますが、この建設工事におきまして、日本国内で急激なインフレが生じて契約金額が著しく不相当となったときに、契約金額の変更を請求できる制度でございます。今回、国が令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価を決定、公表したことから、千代田区においては、令和4年3月1日が工期内にある工事を対象に、インフレスライド条項を適用できるということをしたこととございます。

今回の請求につきましては、鉄建・スバル興業建設共同企業体のほうから令和4年8月

1日に請求がございました。この8月1日から工期末の令和7年3月31日までの間の労務単価を見直しをして、今回、増額の変更とするところでございます。

契約の根拠でございますが、（2）のところに、工事契約約款第24条第6項の基づいて変更するものであるということで、インフレスライドの条項による変更ということでございます。

ご説明は以上です。

○嶋崎委員長 はい。ご説明を頂きました。専決になるということで、含めてご質疑があれば受けます。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、そのようなことで専決処分になる予定でありますので、よろしくお願いいたします。

次に、（3）外濠公園総合グラウンド改修整備工事について、理事者から説明を求めます。

○谷田部道路公園課長 それでは、環境まちづくり部資料3、外濠公園総合グラウンド改修整備工事についてご説明をさせていただきます。

本工事につきましては、外濠グラウンドの改修ということで、人工芝化の工事、それから照明灯のLED化を対象とした工事でございます。請負業者がスポーツ・MCCスポーツ建設共同企業体ということで、現在工事、3月31日の完成を目指して工事を進めているところでございます。今回変更になる増額の金額が2,028万6,200円ということで、約4.7%の増額になります。こちら専決処分により変更を考えているところでございます。

2番の変更の概要をご覧いただきたいと思います。2枚目におつけしております図面をちょっと見ながら、ご説明を差し上げたいと思います。まず今回、変更の項目として、6項目ございます。まず、Aの芝生の根張りによる鋤取り量の増ということで、こちら、2枚目の図面の、ちょっと見にくくて申し訳ないんですが、グラウンドの周りに点々と書いてある、赤で書いてあるエリアです。このエリアが芝生を張ってありましたので、これを撤去するに当たって、今回、根が、かなり芝生の根が張っておりまして、その周りの部分の土をすき取らなきゃいけないということで、予定していた土量を大きく上回ったということで、この分の増額でございます。これが470万円。

それから二つ目として、グラウンド周辺取付部の高さ調整の拡大による増ということで、こちらは、この芝生の影響で土量を多くすき取る必要があったことから、若干グラウンドの高さの調整が必要になりました。そのために、取り付け部の範囲を少し広くするための増額ということになります。こちらは図面で言いますと青で書いてあるところですね。まずグラウンドに入る左側の入り口の部分、その部分の青でちょっと塗っている部分のところが増加になった部分。これはテニスコートの入り口の部分になります。それから右側のところに2か所ございますが、こちら車も出入りする場所と、それからストックヤードの部分の高さ、こちら高さ調整が必要になったということで、この部分の増加になります。これが140万円。

それから三つ目として、現場状況により施工方法を変更したということで、図面上で言いますと茶色の周りがあるU字溝の部分です。Dと書いてあるところの周りがある側溝の

部分です。これはもともとU字溝を据え直すという工法で設計では見ておりましたが、若干、緑色で塗った部分については、これ、現場打ちのコンクリートで打ってございましたので、この部分はちょっと据え直しではなくて、改めてコンクリートの打ち直しをしたということで、この部分の増加が320万円。

それから四つ目として、グラウンドの利便性・安全向上のための増額ということで、この、今説明しました横断U字溝の蓋の部分、これを安全上さらに滑り止めの舗装をちょっと加えましたということで、1点。それから観客席が両側にあるんですが、1塁側、3塁側にございますが、こちらの人工芝を張り替える予定になってございましたが、実際にこの人工芝を撤去して、このコンクリート部分を出したときに、かなり不陸が生じていて、ある程度劣化による段差が少し生じてしまっているということで、この部分をちょっと高さ調節しなきゃいけないということで、ゴムチップ舗装をした上で新たに芝生を、人工芝を張り替えるということに工法を変えました。このための増額として400万円。

それから次が、これは減額になりますが、照明灯の固定用の金具、こちらを新しく入れ替えて製作をして取り付けるという予定になってございましたが、一部再利用が可能だという部分があったので、この部分の減額をいたしました。これが150万円の減額。

それから最後に、各協会からの追加要望ということで、ゲートボールのポイントの追加、それからソフトボールのベースのポイントを追加で入れさせていただきました。これは、この図面上で言いますと青い部分、Fと書いてある部分、ソフトボールのプレートの位置、それからゲートボールの、ちょっと小さな点で幾つか打ってございますが、その部分にポイントを設置したというものでございます。この部分の増加が60万円ということで、合計1,240万円、それに諸経費を入れて2,028万6,200円の増額ということになります。

3番目の変更の根拠でございますが、工事請負契約における変更ガイドラインに基づいて変更するものでありまして、今回は工事契約約款第17条第1項第5号、設計図書で明示されていない施工条件について、予測することができない特別な状態が生じた場合ということで、適用させていただきました。

ご説明は以上です。

○嶋崎委員長 はい。詳細にわたってご説明を頂きました。1定での専決処分の報告が予定されておりますので、ご承知の上、ご質問、ご質疑を下さい。いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、この件を終了いたします。

次に、（4）明大通りⅡ期歩道拡幅工事について、理事者から説明を求めます。

○谷田部道路公園課長 それでは、環境まちづくり部資料4、明大通りⅡ期歩道拡幅工事についてご説明をさせていただきます。

まず1番の工事概要でございます。こちら、大林道路株式会社によりまして、令和5年5月31日の完成を目指して現在取り組んでいるところでございます。今回変更が生じまして、163万2,400円の増額ということで、0.48%の増加になります。こちらも専決処分です。契約変更したいと考えているものでございます。

変更の概要でございますが、2番です。街路灯を建柱するための基礎の形状が、当初予

定していた形状等を変えなければいけないということが生じたために変更するものでございます。この変更に当たりましては、地下の埋設物に影響いたしまして、当初予定していた深さまでの基礎が入れないということで、基礎の形状を、ボリュームを変えずに横の部分にその部分のボリュームをつけてということで、深さを少し小さくしたというものでございます。車道の照明の部分と、それから歩道を照明する部分が対象になってございまして、車道の照明基礎については3基該当しました。それから歩道については2基ということで、形状をそれぞれ変更して設置をしたということによる増額ということでございます。

こちら、変更根拠でございますが、工事請負契約における設計変更ガイドラインに基づいて変更するものであり、工事契約約款17条第1項第5号、設計図書で明示されていない施工条件について、予測することができない特別な状態が生じた場合ということで、適用させていただきました。

ご説明は以上です。

○嶋崎委員長 はい。説明を頂きました。こちら第1回定例会、専決処分の報告が予定されておりますので、ご承知おきください。

質疑を受けます。

○小枝委員 専決処分ということは、議決ではないから、事前審査とかいう概念のところではないというふうに。いいんでしょうか。

すみません。そんな細かいことは伺いませんが、2点確認したいことがあります。1点は駿河台下のほうに向かって、もう今かなり整備されてきているわけですが、地下の埋設物と木を、根を置いたまま50センチなり1メートルなり動かすというところとか、何というんですか、障ってしまって移動できないというようなことも起きているらしいんですね。ここで質疑完結はしないとは思っているんですけども、ちょっと調べていただいて、両側の樹木の傘の下に道が入ると考えれば、今の場所でもそのまま、動かさなくてもいけるんじゃないかという議論もあって、これは協議会事項でもありますので、どういうふうな状態にあって、何が一番都合がいいかということ、ぜひちょっと調べていただきたいということが1点。

それからもう一点が、この間の新年会でしきりと言われた話なんですけれども、非常に高齢者、お年寄りに優しくないと。まあ、お年寄りが多いのでね。何をおっしゃっているかというと、椅子がないから、外に出られなくて座れないというんですよね。で、こういう道を整備するとき、確かに私たちもそういう意味では樹木とかに目が行っちゃうわけですけど、木があるなら椅子だって置けるじゃないかと。寝たり泊まられたら困るとかいろいろあると思うんですけども、そういうところも、こうした道を整備する段階で、役所内もしくは協議会の皆さんと相談していただいて、よりいい方向に進めていただけたらなと思うんですけど、いかがでしょうか。2点です。

○谷田部道路公園課長 埋設物に関しましては、当然ながらそういう支障が出た場合には、その企業者と協議もして、安全かどうかの確認をした上で、その場所に植えられるかどうかの判断をするものでございます。こちらについては、ちょっと詳細については協議の状況を確認した上で、またご報告したいなと思います。

それから2点目の椅子ですね。こちら、そういう要望があるということで、今日はお聞きさせていただきます。いずれにしても協議会なり、そういったことを持ち寄って、実

際に置ける場所があるかどうかを確認した上で、その是非について検討してまいりたいと考えてございます。

○嶋崎委員長 よろしいですか。

ほかに、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 それでは、この明大通りの件は終了いたします。

次に、（５）千代田区災害廃棄物処理計画（案）について、理事者から説明を求めます。

○柳千代田清掃事務所長 千代田区災害廃棄物処理計画（案）につきまして、環境まちづくり部資料５に基づきましてご報告いたします。この計画の策定と策定状況につきましては、昨年１２月開催の当委員会にご報告をさせていただいております。このたびは計画（案）がまとまりましたので、ご報告をするものです。資料５－１が計画（案）の概要版、Ａ３横の裏表の色刷りのものです。資料５－２が計画（案）の冊子となります。

まずは５－２の計画（案）の冊子をお開きいただき、目次をご覧になっていただけますでしょうか。計画の構成と内容は、ご覧のように、第１編、総則から、第２編、災害廃棄物処理に係る基本的事項、第３編、災害廃棄物処理対策の３編構成となっております。

それでは、当計画のポイントを概要版にまとめておりますので、恐れ入りますが、資料５－１の概要版でご説明をさせていただきます。

まずは第１編、総則です。計画の背景及び目的です。東日本大震災をはじめ、近年、全国各地で自然災害が多発、激甚化。地震や集中豪雨により膨大な災害廃棄物が発生しており、千代田区においても災害時には平常時と異なる膨大な災害廃棄物の発生が想定されます。災害時には多様かつ大量の災害廃棄物の処理や、空地の少ない区内における災害廃棄物の仮置場の確保など、千代田区の地域特性を踏まえた課題も多く、千代田区の地域防災計画や職員震災対応業務マニュアルでは、災害廃棄物の処理についての具体的な流れ等については策定がされていない状況です。このため、千代田区の地域特性を踏まえ、災害時における相互支援体制や組織・配備態勢など、災害廃棄物処理に関する基本的事項を定め、災害廃棄物を迅速かつ適切に処理することを目的に、千代田区災害廃棄物処理計画を策定するものです。

続いて、計画の位置づけです。２）の図をご覧ください。国の災害廃棄物処理法に基づく災害廃棄物処理基本方針では、地方公共団体に対し災害廃棄物処理計画の策定を求めており、また、災害対策基本法では、国民の生命、財産を守るため、災害廃棄物対策指針により災害廃棄物を適正かつ円滑迅速に処理する対策についての基本的事項を示しています。これを受けて、都は東京都災害廃棄物処理計画を策定し、特別区と東京二十三区清掃一部事務組合は、特別区災害廃棄物処理対策ガイドラインを作成し、特別区における災害廃棄物の円滑な処理のための対策を示しております。したがって、この計画、今回策定する計画は、関係法令や関連計画との整合性を図るとともに、千代田区地域防災計画を補完する計画となります。また、実際に災害が発生した場合には、今回策定する計画に基づき、災害廃棄物処理の実行計画を定めることとなります。

計画の対象とする災害です。３）対象とする災害です。この計画の対象とする災害ですが、千代田区地域防災計画に示された地震災害及び風水害被害を想定災害としており、想定被害としましては、平成２４年の東京都防災会議における想定地震による被害を想定し



て策定しております。

対象とする廃棄物です。この計画の対象とする廃棄物は、表にございますとおり、地震等の災害によって発生する災害がれき、被災者の生活等に伴い発生するごみ、仮設トイレのし尿を対象としております。

続いて、災害廃棄物処理の流れです。計画では、災害廃棄物の処理の流れとしましては、（１）災害がれきの処理の流れ、（２）避難所ごみ、生活ごみの流れ、（３）し尿処理の流れ、（４）災害がれきの分別、減量化、再資源化の流れを整理しております。概要版では（１）災害がれき処理の流れを中心にご説明をいたします。図をご覧ください。上段から区の収集・運搬、中段は清掃一組の中間処理、下段は東京都の最終処分という区分の中で、災害がれきの流れを、区民によるもの、区や清掃一組によるものとして、矢印で示させていただいております。上段の、区による収集・運搬の部分ですが、応急集積場所など、災害がれきの仮置場について示しております。

恐縮ですが、ここで冊子、計画冊子の、資料5-2の冊子の46ページをご覧くださいませでしょうか。こちらに仮置場の種類と機能についてまとめさせていただいております。46ページです。

仮置場は、こちらにもございますように、地区集積所、応急集積所、一次仮置場、二次仮置場と4種類の機能があり、一次仮置場につきましては、現行の地域防災計画では外濠公園が指定をされております。災害がれきの処理は可能な限り特別区内で処理することを原則とし、区単独では対応せず、特別区一体で対応するものです。

概要版に戻っていただきます。概要版の裏面に移らせていただきます。災害がれきの発生量です。災害がれきの発生量は、平成24年東京都防災会議の被害想定によるもので、災害がれきの発生量は最大約60万トンに上ると推計しております。これは千代田区における年間のごみ量の約10年分に相当する計算になります。

仮置場の必要面積です。災害がれきの仮置場ですが、特別区のガイドラインに基づいて、災害がれきの全量を一時的に仮置きした場合の仮置場の必要面積は、約17万8,000平米と推計されます。ご参考までに、一次仮置場に指定されている外濠公園は約7,000平米です。ただし、災害がれきの全量が一時的に集まることはなく、災害がれきの搬入・搬出タイムラインを想定した場合、災害がれきの仮置場の保管量推移は図のようなイメージになります。

次に、第2編、災害廃棄物処理に係る基本的事項です。まずは、1) 主体ごとの役割ですが、表にもございますように、基本的な事項として、主体ごとに計画上の役割について整理しております。

2) 計画における組織体制ですが、発災後は、地域防災計画に基づき、災害廃棄物の処理は千代田区災害対策本部内の清掃班及び環境班で対応します。

最後に、第3編の災害廃棄物対策です。こちらに基本方針を定めております。災害廃棄物対策における基本方針として、こちらに記載させていただいたとおり、計画的かつ迅速な処理、資源循環や環境に配慮した処理、安全対策の徹底、経済性に配慮した処理、分かりやすい指導・広報、関係機関との連携、人材育成の7点について定めさせていただいております。

また、災害廃棄物の処理の流れとしまして、こちらの表にもございますように、初動期、

応急対応期の前期・後期、復旧・復興期ごとに対応項目を整理させていただいております。

次に、仮置場等です。この仮置場等につきましては、先ほど災害がれきの処理の流れの際にもご説明させていただきました。計画では、仮置場の必要な機能ごとに四つの仮置場を定めさせていただいております。仮置場は災害廃棄物を一時的に集約するために仮置きする場全般を指しますが、主に道路啓かいなどに伴う撤去物を一時的に仮置きする応急集積場所、比較的面積が大きく災害廃棄物を分別保管するための一次仮置場、一次仮置場から排出される災害廃棄物や混合廃棄物の破碎、選別、焼却処理等を行う二次仮置場、一次仮置場の前に区民が直接持ち込む地区集積所に分類されます。仮置場は、救助活動、道路啓かいなど災害発生の初期段階の活動において支障となる廃棄物のほか、被災建物や被災により発生した廃棄物を速やかに解体・撤去・処理・処分を行うために、速やかに設置する必要があります。

仮置場の候補地です。一次仮置場については地域防災計画において既に外濠公園が指定されておりますが、仮置場候補地につきましては、災害発生後、速やかに仮置場設置が行えるよう、平常時から活用可能な場所や利用可能性の調査協議を行って総合的に判断することや、候補地選定は、区有地、国、都、公園等を基本に行うが、災害の規模により、必要面積の確保が困難な場合は、やむを得ず民有地を借地することを検討する旨、基本方針としております。

その他としまして、計画では、被災者の生活ごみ・避難所ごみの処理や、帰宅困難者等に対する廃棄物の収集運搬等についても検討するものです。

計画（案）の概要のご説明は以上です。

なお、この計画（案）につきましては、広報2月5日号よりパブリックコメント、意見公募を実施するほか、みらいくる会議においても意見聴取をします。これら意見公募の結果につきましては、改めて当委員会にご報告させていただきます。

千代田区災害廃棄物処理計画（案）のご報告、ご説明は以上です。

○嶋崎委員長 はい。ご説明いただきました。質疑を受けます。

○小枝委員 2月5日の広報で区民意見を聴取するということでした。けれども、この非常に重要な、具体性を持つもので、かなり想像力と地域をよく知る者たちとの協議がないと、この話というのは上滑りしてしまうか、ただ不安を与えてしまうかということになってしまうと思うんですね。

それで、このたたき台というのは、基本、行政がつくったものなんですよ。行政のほうでつくったもの。作成段階において、これについて何か住民側と協議をしたような過程はあるんですか。

○柳千代田清掃事務所長 策定に当たりまして、直接区民の皆様から意見とかをお聞きしたことはないんですが、今回初めての意見公募になるんですけども、強いて言うのであれば、我々清掃事務所に、みらいくる会議、区民会議というのがあります。ごみ減量に対する、条例で定めている区民会議なんですけど、30名ほどの区民の方も含めた委員がいるんですが、そちらの方に今回この計画についての概要のお話をさせていただき、ご説明をさせていただいたことがあります。しております。

○小枝委員 熊本の地震のときによく言われたことなんですけれども、市長さんが少し先走った判断をしたために、生活ごみの出し方において非常に混乱が発生したと。要するに、

ずっとテレビ局が来ているわけだから、テレビで、こうしたらということで、どうぞ出してくださいみたいになって、それで非常に大混乱をしたというようなことが当時言われたんで。正確じゃないかもしれませんが。ただ、ごみの問題って、非常に、災害現場においては、誰が、いつ、どう判断し、どこにどんなふうに置くべきなのかと、その手順、段取りというのは非常に重要らしいんですね。また職員と住民と、それから千代田区の場合、在住の職員は少ないので、やはり議員が的確なところにいられるかどうかということも非常に重要だと思うんですが、特別委員会の日程もありますので、千代田区議会の災害の特別委員会の日程は、恐らくこの2月5日号の後になるんじゃないかと思うんですよね、日程的に言うと。

というか、千代田区はもう通り一遍の話では無理で、先ほど外濠公園7,000平米とおっしゃるけど、じゃあ、そのほか、どことどことどこ、民間地も当てにしますと書いてあるけど、どこを当てにしているのかとか、7,000しかなくて、千代田区民の10年分のごみが一遍に出ると言われたときに、どうすることがいいのかというのは、行政の考えだけでは収まらないと思うんですね。そこは熟議が必要な場面なのに、パブコメというのは一方的な意見を言ってという一方方向なので、そこをもう少し、何かこう、協議の場があったほうがいいんじゃないかなというふうに現実的に思うわけなんですけど、そこは何かお考えはありませんか。

○嶋崎委員長 担当部長。

○印出井環境まちづくり部長 ただいま小枝委員からのご指摘でございます。これはもう、ご懸念はそのとおりだなというふうに思っています。

一方で、特別区におきましては、中間処理はごみ処理の中核を担う中間処理が共同処理でされていると。それから収集・運搬につきましても、各区で実施していますけれども、23区で調整がなされているというようなこと。それから最終処分にいたしましても、東京都に委託をしているという状況の中で、東京との連携、23区との一体的な調整が必要になっていると。そういう基本的な枠組みで求められるものがあるということについてはご理解を頂きたいというふうに思います。

それからもう一点、おっしゃるとおり区民との対話というのは大事だと思っています。ただ一方で、千代田区民自体もこういった災害を、今の世代の人たちはこういったがれきが生じるような災害を経験をしていないというようなことなのかなと思います。それを踏まえて、国のほうでは環境省等々が、東日本大震災、阪神・淡路大震災、それからご指摘の熊本の震災、その現場の知見を集約して、様々な指針やガイドラインをつくっているところでございます。我々としてはそれを参考にしながら、今回、案をつくったというところでございます。ですので、これ、後ほど本編、なかなかつまびらかにご説明する時間がなかったんですけども、仮置場のレイアウトですとか広報の手法等についても記載をしているところでございます。

それからもう一点、熟議が必要だというご指摘はごもっともなんですけれども、一方で、すわ、あした起きるかもしれないという状況の中で、これは自慢できることではないんですけれども、23区の中でまだ策定していないのは千代田区だけでございます。我々はなぜ策定しなかったかということ、新たな被災想定が昨年4月に東京都の防災会議から出たところであるので、当初、新たな被災想定に基づいて策定してはということを考えてんです

が、全庁的な調整の中で、地域防災計画自体がまだ新たな被災想定に沿った形で改定をされていないので、今回後ればせながら改定をするというような状況になっているところです。ですので、熟議が必要というようなご指摘も賜りつつ、明日にでも起こるかもしれないことに対して、一定の枠組みを決めて、すわ起こったらその枠組みに沿って実行計画をつくっていくというところで考えておりますので、その点はぜひご理解を頂きたいと思えます。

○小枝委員 はい、分かりました。そのとおりだと思います。

今回出されたものが、次々と、やはりそれが一つの、時代は変わっていくわけなので、たたき台にもなっていくんだと。今までスタートしていなかったということからすると、スタートするよということで、あとはもう、私が指摘させていただいたボトムアップが弱いんじゃないかということについては、これの今後の中で、やっぱり共有していくという課程の中でやっていくべきことなのかもしれません。

その際に、災害コミュニティというんでしょうかね、地区地区と言うけど、どういうエリアで考えたらいいのかとか、そういうことも少し分かりやすくしていただけるといいのかなと。小学校区ごとで、通常はそうなのかもしれないし、あるいは出張所ごとなのかもしれない。どっちなのとかかいうのも、一定程度概念、そうするとその中で、我が地区はこの点はこうしたほうが都合がよいただろうという、富士見地区に皇居まで入っているという、ああいう話じゃないですけど、どういうエリアで災害コミュニティを見ていったらいいのか。公園までごみ置場になるというようなことが書いてあるけれども、そういうことが、方針は方針でいいんですけど、リアルな生活感覚とやっぱり結びつくような表現の仕方をしていったほうがいいんじゃないかと。広報上もそういうふうなことをしていったほうがいいんじゃないかというふうに思うんですけど、今できること、できないこと、あるでしょうが、ご意見を頂ければと思います。

○印出井環境まちづくり部長 すみません。清掃業務だけではない部分があるかなと思いますので、私のほうからご答弁させていただきます。

ご指摘の点につきましては、先ほど申し上げたとおり、新たな被災想定に基づいて、当然、今後、地域防災計画も改定をされるというふうに認識しておりますし、そう聞いております。それに合わせて、当然、被災想定が変われば当該この計画も変えていかなければいけない。今回策定したとしても、来年度、変える必要、あるいは変えるための検討をする必要があるかもしれないということでございます。

そういった中で、今ご指摘いただいた課題の中で、踏まえて検討できるものについては受け止めさせていただいて、今後議論をしていきたいというふうに思っているところです。

ただ1点、非常に難しい問題、これはご認識いただきたいんですけども、当初、小枝委員からご指摘のあったとおり、集積場所を事前にどこで決めておけばいいんじゃないかというご指摘があるんですけど、それが、この事前に決めることがままならないというのがそれが実態でございます。そうすると、全く考え方もないままに災害を迎えてしまうという混乱があります。ですので、各自治体とも一定の考え方をお示しして、総論部分でオーソライズをして、あとは災害時における果敢な判断というようなところに頼らざるを得ない部分があるというのは、これはこれまでの災害の経験を踏まえてそういう実態がありますので、その部分だけは、ちょっとそういう事情があるということをご理解を賜ればと思

います。

○嶋崎委員長 はい。よろしいですか。

いずれにしても、これ、区民にもう少し分かりやすく、あんまり制度的なところとかを言っても分からないから、もうちょっと分かりやすく、かみ砕いて言っていただいたほうが、理解を求められると思う。お願いします。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、次へ行きます。（6）千代田区エリアマネジメント活動推進ガイドライン（素案）について、理事者から説明を求めます。

○前田ウォークブル推進担当課長 千代田区エリアマネジメント活動推進ガイドライン、こちらの検討等につきましては、当委員会にて、昨年の6月、10月、12月と、検討状況をご説明、ご報告させていただいているところでございます。本日、素案ということで取りまとめてまいりましたので、主にガイドライン策定に向けました、改めての概要とその手続について、ご説明をさせていただければと存じます。

項番1、策定の経緯をご覧くださいよろしいでしょうか。三つ目の丸のところでございますけれども、ウォークブルなまちづくりを推進するため、エリマネ活動の考え方、公共空間等の利用方法やエリマネの手法に関しまして、事例等を交えながら利用者目線でお示しできるように、ガイドライン策定に向けて取組を進めてまいったということでございます。

項番2、策定のポイントでございますけれども、本日、クリップ留めで資料一式おつけをさせていただいております。この資料のうち、概要版を用いて、ちょっと概略ということで、恐縮でございますけれども、ご説明をさせていただければと存じます。

まず表紙のところをご覧くださいまして、名称でございます。この検討会の中でも、名称等につきましてご議論、ご提案を頂いたところでございます。議論の中で、「エリマネ活動」、なかなかこの言葉のみではイメージの共有が難しいといったことでございました。もう少しかみ砕いて、イメージをしやすく、手に取ってもらえるようにということで、攻略本のような活用をイメージしてはどうかというご提案を頂いてございました。そうしたご意見を伺いまして、受けまして、サブタイトル「まちでのアクションを攻略しよう！」ということで設定をさせていただいております。

おめくりいただきまして、ページ番号を振ってございます、1ページでございます。6章構成のうちの第1章、概要部分でございます。ここはこれまでのご報告と重なる部分でございますけれども、目的、千代田区におけるエリマネ活動についてお示しをさせていただいている部分でございます。

ページ下部、第2章は参考事例を掲載している章となっております。概要版の関係上、一つの事例のみとなっておりますけれども、本編のほうでは、千代田区内、国内外の事例等につきまして、活動内容の効果、活用制度等も整理しながら掲載をしているといったところでございます。

右側、2ページでございます。第3章ではエリマネ活動の可能性というところに触れてございます。ここではアイデア、創造を大切にしていましようということで、実現等は考慮せずということで、アイデアを募ると。考えてくださいということでお示しをしてい

るといったところでございます。

ページ下部、中段より下のところでは、第4章ということで、利用できる制度を掲載してございます。組織を横断してということで、庁内はもとより庁外制度についても整理をさせていただいてございます。制度は非常に幅広くございますので、資料編も併せて整理をすることとさせていただいてございます。

おめくりいただきまして、3ページ、第5章。第5章のほうではエリマネ活動の流れを記載してございます。こちらではケース別に流れをお示しするというところで、本編の中ではフローチャートということで、上から流れで来るといったような形でイメージできるように、手順をお示ししているといったところでございます。

第6章、こちらにつきましては、エリマネ活動を展開していく上で検討を必要とするもの、そういったことを記載してございます。例えばでございますけれども、エリマネ活動の総合相談、制度活用の促進に向けた基準等の明確化、区の支援制度の拡充、主体間の共通認識と連携の構築、エリマネ活動の地域経営化。

一つ、事例をご案内させていただければと存じますけれども、エリマネ活動の総合相談のところでございます。今回、このガイドラインを策定するといったことでございますけれども、制度一つとりましても、非常に多岐にわたって、どう活用を検討していくかということをお悩まれる方々もいらっしゃるかなというふうに存じます。そのため、総合相談ということで、窓口を設けていくことも検討していく必要があるのかと。つきましては、その総合相談というところに関しましては、まだこの取組はこれからといったところでございますので、当面はこのウォークアブル推進担当ということで、景観・都市計画課のほうで担ってまいりたいというふうにご存じます。

レジュメのほうにお戻りいただいておりますでしょうか。項番3で、検討会、第3回を開いてございますので、そちらのご意見を掲載してございます。昨年12月20日に検討会を開催したところ、この、ちょっと概要で恐縮でございますけれども、ご意見を頂戴してございます。このご意見を少しご案内をさせていただければと思っておりますが、アの部分でございます。アでは、個人で活動するのは難しいと。そのため、活動に適した組織へつなげ、活動の目的を拾い上げる仕組みがあるといいのではないかと。オのところでございますけれども、総合窓口の機能として、行政内のワンストップ化、そして地域団体等の調整や紹介、マッチングがあるといいよねと。こういったご意見を頂戴してございます。これらのご指摘を踏まえて、この修正、更新をかけてきたといったところでございます。

最後に、項番4の今後の策定のスケジュールでございますけれども、2月5日からパブリックコメントを実施する予定でございます。その後、また3月に検討会を開催いたしまして、そのご意見等を踏まえて、また内容の一部修正が入るかなというふうには認識をしておりますが、その上で3月にガイドライン策定といったことで進めてまいりたいというふうにご存じます。また、パブリックコメントの結果等につきましては、改めまして本委員会のほうにご報告をさせていただければと存じます。

ご報告は以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。ご説明を頂きました。

ご質疑を賜りますけれども、どうですか。いいですか。

小林たかや委員。

○小林たかや委員 今までやってきたエリアマネジメントの、2ページに書いてありますけど、アイガーデンとか秋葉原タウンマネジメントとかというのが今までありますよね。これの今までやってきたエリアマネジメントの評価とか、それについての課題とかを整理して次へ行くところだと思うんですけど、ちょっとその辺がはっきりしていなかったような気がするんですけど、その辺ってどうなっていたんでしょう。

○前田ウォークブル推進担当課長 ただいまのご質問でございますけれども、これまでのエリマネ団体の取組といったところのご指摘かなというふうに認識してございます。今回はエリマネ活動ということで、個人の活動から団体の活動、それこそエリマネ団体の活動につきましても、一定程度その活動推進ということで取組を進めてまいりたいというふうに認識をしているところでございます。その上で、今ご指摘いただきましたように、エリマネ団体として今後どうあるべきか、またエリマネ団体に求められる機能であったり、さらにはどういった課題があるのか、そうしたところも拾っていく必要があるかなというふうに認識をしてございます。

まさに会の中でも、検討会の中でも、今頂きましたようなご意見もございました。そもそものエリマネ団体、そのことに関して触れていく必要があるのではないか、検討していく必要があるのではないかということで、ご意見を頂戴しているところでございます。今後の課題ということで受け止めさせていただいてございますが、今回は活動というところに一つ焦点を置いて取りまとめをさせていただいているというところで、ご理解を賜ればというふうに考えてございます。

○小林たかや委員 何かちょっと今の説明で分かったような、分からないような。今までは今まででやってきて、一つの、千代田区だったら千代田区が関わって、あと企業も関わってやってきたところで、エリアマネジメントが行われていますよね。今後、この中で言えば、個人であったり団体であったりとするのであれば、重なる部分ももちろん出てくるだろうし、その辺の、すみ分けるのか一緒にやっていくのかということもあるとなると、やはり今までのエリアマネジメントが、組織がどうであったかとか、どういう課題があったかということも当たって見直していかないと、ここの部分だけで新しいのをやりまっせと出していたとしても、課題が残るはずなんですよね。その辺の、ご理解いただきたいって、ご理解しますけれども、その辺の問題点をどう整理して進んでいくのかというのは、少し方向性を示していただかないといけない。

○前田ウォークブル推進担当課長 先ほどちょっとご答弁させていただいたところと重なるところがあったら恐縮でございますけれども、今ご指摘いただきましたように、個人の活動、それこそグループの活動とかがある中で、エリマネ活動としてのそれぞれの取扱いというのはあるのかなというふうに認識してございます。今ご指摘いただきましたように、個人の活動をいかにこのエリマネ団体と連携をかけていくかということも重要なかなというふうに認識をしてございます。といいますのも、個人の活動だったりグループの活動、こうしたものは、一時的には認められるものがあっても、恒久的にやっていこうとなったときには、やはりなかなか認めるのは難しいといった現状がございます。そうしたところ、その活動がエリマネ団体と連携が取れるといったところであれば、そのマッチング機能を果たしていくということも、一定程度行政としても支援していくところかなというふうに認識をしてございます。

そうした各取組自体をエリマネ団体の活動のほうと、取組をエリマネ団体のほうとつなげていくといったところも、こちらのほうでも検討させていただければと思いますが、今ご指摘いただきましたように、エリマネ団体としてどのような、今、活動実績があるのかというところは、きちんと収集を私どももしておかないと、そのマッチング機能も果たせないかなというふうに認識をしておりますので、今ちょうどこの中で記載があります。本編の中では2ページで、エリマネ組織といったところを一覧でお示しをしておりますが、こうしたところの取組の事例と状況につきましても、収集するように努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○嶋崎委員長 はい。よろしいですね。

ほか、ありますか。

○大串副委員長 エリアマネジメントという言葉自体は、横文字で分かりづらいところは一般にはあるんだけど、要はどこ地域に行ったら、その地域に課題があります。その課題の解決のために、その地域にお住まいの方、それから事業者も入るでしょうけれども、様々な主体の方が連携協力をして、その地域の課題を解決していくんだと。そのための組織、組織という言葉が妥当か分からないけれども、みんなでやっていく。そういうことをエリアマネジメントと。

今後のまちづくりを進めていく上においては、このエリアマネジメントという考え方を抜きにしては、なかなかまちづくりは進まないよと。ですから、今、千代田区としては、エリアマネジメントということについて、しっかりとした考え方をここで区民の皆さんにお示ししますということと私は理解しているんですけど、どうなんですか。

○前田ウォークブル推進担当課長 今、大串副委員長のほうからお話いただいたとおりでございます。ちょっと本編のほうで恐縮でございますが、5ページに千代田区におけるエリマネ活動とは何かといったことを整理させていただいております。地域の都心生活の質向上につながる活動を指すと。それこそ地域課題の解決のために取り組んでいくといったところを記載させていただいております。といいますのも、やはりこの活動をするといっても、何でもかんでもと、あらゆるものを認めていくというところでは基本的にはないと。やはり地域のために資する取組というところを区として支援していくというところの考え方をしっかりと持っておりますので、このところはどこまで書き込みをするかというところは、検討会の中でもまさに議論になったところでございます。やはり区として行って、支援していくといったところに重きを置いてございますので、ただいまおまとめいただきましたけれども、このエリマネ活動なしでは地域のほうがなかなか潤っていないといったところを認識しておりますので、その考えの下、この活動のほうを推進してまいりたいというふうに考えてございます。

○大串副委員長 はい。

○嶋崎委員長 はい。

よろしいですか。

小枝委員。

○小枝委員 前回もお伝えしたと思うんですけども、既存のコミュニティ団体というのがありますよね。商店街であったりとか、そうですね、町会であったりとか、そうした既存のエリアを一定程度、何というか、いろんなイベントを行ってきた団体、それからまち



づくり協議会であるとか。代官山なんかだと、認定まちづくり協議会みたいな形で、そこがそういったエリアのいろんな課題解決を話し合っていたりもするんですよね。そこが何かこう、うまくつながっていないという悩みを解決するためのものなのか、また何か細分化して分からなくなっちゃうのか。今出てきているのはほとんど再開発、大規模再開発という、もう人の手に負えないほど大きくなったところを、民間の力を中心にしてやっていくという、そういう財源をつくってやっているところなわけですけども、それがどうつながっていくのか、どう発展していくのか。横文字のせいかもしれないんですけども、かえって何か大きな企業が運営する、手の届かない遠くのものになってしまって、今まで手作りやってきた団体の商店街等の営みが、何かかすんでいってしまうようなことはないんだろうとか、それらが全部じゃあ一つにつながって、集まれるような場になっていくんだろうとか、その辺がこれを見ても私にはまだよく分からないですね。一言でクラファンと言うけど、そんな簡単にどこでもクラファンが成り立つものではないし。ちょっと説明していただけますか。

○前田ウォークブル推進担当課長 エリマネということで、まずこの言葉からというところもありまして、大変恐縮でございます。また本編のほうでご案内ということで、度々恐縮でございますが、7ページ、8ページをお開きいただいてよろしいでしょうか。各個人、グループ、地域団体、エリマネ団体のこの取組を、どう共有化を図っていくか、イメージ共有を皆様としていくかということで、取りまとめをしているところでございます。前回もご指摘というところであれば、こうしたイメージをするような形で今整理をさせていただいているといったところでございます。

左下のところでは、7ページの下のところでは、この複数の定義を兼ねる実施主体のイメージということで、個人にはどういった方々が当たるのか、グループにはどういった方々が当たるのか。ただ、グループといっても、地域団体というところももしかしたらあるかもしれない。また、地域団体といっても、エリマネ団体と連携を既に、というところもあるかもしれない。そうした重なりがあるといったところが実際ある中で、8ページのところでございますけれども、まずは地域で共有する都心生活の質といったところで、そういったところと整合をかけていきたいと思います。その上で連携を取るところを考えながら、活動のほうで実施を行っていききたいと。

その下のところは、さらにその先といったところでございますけれども、このエリマネ団体ということを通じて、個人、グループ、地域団体、先ほどの商店街等という話もありましたけれども、議論の場の形成ができてくるといいのではないかと。そして共有するQOLの整合が図れるといいのではないかと。そして活動主体の連携構築を図れていくことがいいのではないかと。そうしたことで、地域の中の活動というのがさらによくなっていくのではないかとといったところを記載させていただいております。

こうした連携を取りながらといったことを考えてございますので、既存の活動をなくしていくとか、そういったことの方向性ではなく、連携を取って、よりよいものにしてまいりたいということで、この活動推進のほうを行ってまいりたいというふうに考えてございます。

○小枝委員 それでは、大規模開発による大規模なデベロッパー等の後押しがなければできないんじゃないかという、そういう問いでもあったんですけども。要は規制緩和等に

よっての財源確保という形で動かしていくという方法以外の方法があるんですかということなんですけど。本当だったら出張所がやればいいことじゃないのという、今まではそうしてきたことなんですけど、そうならなかったら別のものをつくっているみたいにも見えるんですけど、ちょっとそこら辺もひっくるめて。

○前田ウォークブル推進担当課長 先ほどちょっと再開発というお話がありましたけれども、全ての箇所で開催が行われているということではないというふうに認識をさせていただきます。となりますと、既存のところではどのような形で連携を取っていくか。先ほどの出張所というところもありましたけれども、まず私ども、今回ウォークブル推進担当ということで職を頂いてございますので、私どものほうでもその地域活動というのを広く学ばせていただいて、その中でマッチングを図っていくということで、うまく連携を取っていくことができればなということで、これまでご答弁をさせていただいているところでございます。

つきましては、この再開発のみならず、既存のところでは何か活動をされるといったところで、どう活動していいかわからない。一方でこういった活動が既にあるといったところを、私たちのほうからうまく共有をその方々にはしながら、間に入れていただきながら、一緒にまちでの取組というのを進めてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

○嶋崎委員長 はい。よろしいですね。

この件、いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 できれば環境まちづくり部を終わらせちゃいたいんで、昼前に。ご協力をお願いします。

次に、（7）千代田区川沿いのまちづくりガイドライン（素案）について、理事者から説明を求めます。

○前田ウォークブル推進担当課長 それでは、川沿いのまちづくりガイドラインにつきましてご報告をさせていただきます。こちらの検討に際しましても、昨年来、検討状況等を、この当委員会のほうでご説明、ご報告をさせていただいているところでございます。こちらにつきましても、主にガイドライン策定に向けました概要と手続につきまして、ご案内をさせていただきます。

項番1、策定の経緯でございます。四つ目の丸をご覧くださいいただければと存じますが、改めまして、この背景には、水辺を魅力ある都市空間に再生する条例、都市マス、ウォークブルと様々にございます。こうした背景を踏まえまして、都心の貴重な空間資源である川を見つめ直し、川沿いを心地よく過ごせる、楽しめる空間としていくために、ガイドライン策定に向けて取り組んでまいったというところでございます。

項番2、策定のポイントですけれども、先ほどとちょっと同様に恐縮でございますが、概要版、おつけをさせていただきますので、こちらを用いてご案内をさせていただければと存じます。

1ページ、お開きいただきまして、1ページをご覧くださいいただいでよろしいでしょうか。こちらは5章構成で、第1章に概要を記載してございます。目的、川の歴史等につきまして、これまでのご報告と重なりますが、お示しをさせていただいております。

ページ下部の第2章のところでは、川沿いの現状・課題ということで、課題につきましては共通課題とエリア別の課題を整理してございます。その上で、川が持つポテンシャルをどう生かし、川沿いまちづくりを推進していくかというところで、右側の第3章のほうにつなげているといったところでございます。

第3章でございます。右側の2ページでございます。川沿いのまちづくりの実現に向けたビジョン・方針をお示ししてございます。全体ビジョンでございますけれども、検討会の中で様々にご意見を頂いているところでございます。検討会の委員のご意見を踏まえまして、現在、「江戸から紡ぐ歴史を暮らしの舞台に」と。サブタイトルといたしまして「人が集う川づくり」ということで、設定をさせていただいてございます。千代田区の川沿いをイメージできるようにということで、また、ほかの川でも川沿いと同じような意味合いで捉えられないようにということで、そうした議論の中で、固有名詞を入れるような考え方はどうかなど、そういったご意見も踏まえまして、今、「江戸」というワードを入れて、こういった全体ビジョンを策定しているといったところでございます。

また、ページ下部の3のところでございますけれども、日本橋、神田川、外濠といったも、それぞれ範囲が広がることもございまして、エリア別方針のカルテということで、さらにこの川の中の区域を分解して検討できるように、参考資料として取りまとめも行っているといったところでございます。

おめくりいただきまして、3ページでございます。第4章のほうでは、川沿いの取組み実施に向けてと。実施に向けてということで、開放的な水辺空間、その形成手法等につきまして、事例等を含めてお示しをしているといったところでございます。建築主の方におかれましては、川に顔を向けた建築計画をすると。開放的な水辺空間を創出する。つながり、連続性を持たせるというところを協力していただきたいということで、意識していただきたいということで、こちら、策定をして、章を設けてございます。それから建築される敷地規模でございますけれども、それも異なりますので、その区分も、大枠ではございますけれども、この大規模、中規模、小規模というところで整理をして、お示しをしておるといったところでございます。

第5章、下の部分でございますけれども、川沿いのまちづくりの実現に向けてということで、どのタイミングで本ガイドラインを活用していくかといったことを記載させていただいてございます。まずは景観の事前協議の際に協議をしていくということを考えてございます。また、川につきましては、千代田区のみで完結するものではないことから、他自治体等との連携につきましても記載をさせていただいているといったところでございます。

レジュメにお戻りいただいでよろしいでしょうか。項番3で、主な検討会における意見を記載させていただいてございます。二つほどご紹介をさせていただければと思います。イでございますが、理想像を鳥瞰パースや委員によるコラム等で、共有するためのメッセージを打ち出すのはどうか。オのところでございますけれども、ガイドラインに示す理念の先にアクションプランを持つことは大事であると。具体化に向けて取り組むように、どう一歩を踏み出すか、そういったところまで記載ができるといいよねということで、ご意見を頂いてございます。こうしたご意見も踏まえて、本編のほう、今手直しをさせていただいているといったところでございます。

最後に、項番4、策定スケジュールでございます。こちら、2月5日からパブリック

コメントを実施する予定でございます。その後、検討会のほうを3月頃開催いたしまして、同月、策定のほうを進めてまいりたいというふうに考えてございます。パブリックコメントの結果につきましては、改めまして、本委員会の方にご報告をさせていただければと考えてございます。

ご報告は以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。説明いただきました。

ご質疑を受けます。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。また進捗がありましたら、ご報告ください。

次へ参ります。（7）——ごめんなさい。次が、（8）千代田区まちづくりプラットフォームのあり方の検討について、理事者から説明を求めます。

○前田景観・都市計画課長 千代田区まちづくりプラットフォームのあり方検討につきまして、ご報告をさせていただきます。

こちらにつきましては、当委員会にて、昨年6月と10月、検討状況をご説明、ご報告をさせていただいております。本日も引き続きということで、環境まちづくり部資料8に基づきまして、検討状況をご報告させていただければと存じます。

こちら、項番1、あり方の検討会の設置につきましては、記載のとおりということで、割愛をさせていただければと存じます。

項番2のこの検討会でございますけれども、昨年12月22日に開催をしたところでございます。第2回では、第1回の議論内容を反映して、骨子レベルでの取りまとめをしております。その上で、内容につきまして、ご議論を賜ったものということでございます。

主な意見を記載させていただいておりますが、本日、当日の資料をおつけさせていただいております。その中の、資料2ということで、ホチキス留めで11ページ構成のものをご用意させていただいておりますので、こちらを用いて、少しご案内をさせていただければというふうに考えてございます。ちょっと前回からの更新部分というところで、簡単で恐縮でございますが、ご案内とさせていただきます。

まず、おめくりいただきまして、目次ということ、4章構成です。第1章が概要、第2章が千代田区における合意形成のあり方、第3章が合意形成を支えるまちづくりプラットフォーム、第4章がその合意形成に向けてということを記載してございます。

1ページ目のところでは、第1章、あり方の概要ということで、策定の趣旨を記載してございます。この中には、これまでの千代田区の歴史、また、定住人口の状況であったり、現在のこの多様性といったところに対して対応していくといったことを記載させていただいております。

2の位置づけでございますけれども、都市マス、それぞれ下のところに流れてきますけれども、地域のまちづくり構想、ガイドライン、取組み、これらを支えていくものとして、まちづくりプラットフォームのこの検討を今行っているといったところでございます。

おめくりいただきまして、2ページでございます。背景ということで、（1）のところでは、近年の社会情勢等ということで、月並みかもしれませんが、これまでのまち

づくりの合意形成のことについて触れさせていただいて、さらには、またということもございますけれども、近年、社会状況の変化、地域コミュニティの流動化、個人の価値観の多様化、デジタル化、コミュニティ方法の多様化など、急激な社会変化も生じていると。こうしたことも含めて、この様々な課題が生じているのではないかとということで、背景を記載させていただいてございます。

区の動向ということで、人口の推移とかというところもデータを付しながら、ちょっとお示しをしているといったところでございます。

おめくりいただきまして、4ページでございます。この中段のところからご覧になっていただければと思いますが、千代田区のまちづくりにおける合意形成を記載してございます。この中段のところですね、「これらの」というところをご案内させていただければと思いますけれども、これまでの合意形成のプロセスでございますが、区と区民等における参画・協働には有効に活用され、区と区民等との合意形成に機能してきたと。しかし、まちづくりに関わる人が多様化し、「区民と区民」の合意形成の重要性が増す中、これまでの合意形成のプロセスに加え、よりまちづくりに特化した合意形成の仕組みが求められているということで、整理をさせていただいてございます。

その上で、この合意形成のあり方ということ、5ページ、お示しをしております。

まず、項番1のまちづくりの合意形成というところでございます。まず、合意形成と、この言葉といったところにつきましては、多様な利害関係者の意見の一致を図るといったところと。しかし、この2行目になりますけれども、まちづくりにおきましては、日々の生活、価値観に影響し、権利や利害に触れることから、関係者間で意見の相違や対立が生じることがあると。そして、全員の考えが一致するというのは現実的ではないということもこの検討会の中でご意見を頂戴してございます。

しかしながら、ということが続いてまいりますけれども、合意形成を図る上ではということで、下線部、引かせていただいておりますが、議論をはじめとした適切なプロセスを通じて、お互いがお互いの意見に対して納得し合える着地点を見いだしていくといったことが重要になるということで、記載をさせていただいてございます。

その上で、項番2のまちづくりの合意形成の課題でございますが、大きく三つ整理をさせていただいてございます。一つが、まちづくりに関する情報の共有ということでございます。これは、当然のことかもしれませんが、合意形成の場におきましては、参加者がまちづくりに関して有する情報に差があることで、合意形成を進めることが困難になる場合があると。そのため、まちづくりに関わる人々が等しくまちづくりの情報にアクセスできるようにすること。そして、そのことによって、共通の情報を持った状態で、議論できる環境をつくっていくことが重要ということで、記載をさせていただいてございます。

そのほか、2と3ということで、社会・地域・コミュニティの変化に対応した場づくり、区民等の増加と価値観の多様化への対応といったことを課題として記載をさせていただいてございます。

おめくりいただきまして、6ページ、ここでは、合意形成のあり方、先ほどの課題を踏まえて、どうやっていくかといったことを記載してございます。一つは、情報の共有をしっかりと行っていくといったことです。二つ目としましては、議論の場を形成していく。三つ目といたしまして、意見の整理を行っていくと。四つ目としましては、納得・許容の形

成を図っていくということで、記載をしてございます。

これらを支えるということで、7ページ、合意形成を支えるまちづくりのプラットフォームをつくっていきましょうということで、このたび、骨子のほうをまとめているといったところでございます。

目的のところ、この太字で書かさせていただいてございますが、第三者としてまちづくりの合意形成の実現を支援する共通基盤として「まちづくりプラットフォーム」を構築していくこととさせていただいてございます。

また、まちづくりプラットフォームの全体像、ここは、前回のご報告から大きく変わっていないところでございますけれども、専門家委員会といったところ、右下のところにあるんですが、ここで、意見の中から専門家意見というよりは固いと。第三者ということで、仮称でいいけれどもということで、今、まちづくりコミュニケーターということで、第三者が介するといったところも入れていったほうがいいのではないかとということで、ご意見を頂戴しておるところでございます。

ちょっと飛ばさせていただければと思いますが、8ページ、9ページのところは、プラットフォームの機能ということで、更新はかけておるところでございますけれども、前回、大枠としてはご説明をさせていただいておりますので、ちょっと割愛をさせていただければというふうに存じます。

そして、11ページ、第4章のところでは、合意形成に向けてということで、またこれは今年度、次年度もかけて、検討していかなければならないといけないところ、できるところと課題感として残るところもあるかというふうに認識してございますが、様々に検討すべきことを記載させていただいているといったところでございます。

レジュメのほうにお戻りいただきまして、何点かご意見いただいておりますので、ご紹介をさせていただければと思います。非常に多くのご意見をご議論いただいておりますので、恐縮でございますが、ちょっと5点ほどご案内をさせていただければと思います。

アの部分でございます。着地点を見つけるよりも、対話を繰り返すことに重きを置くべきと。納得や許容の前には信頼があるということでご意見を頂戴してございます。オのところでは、合意形成によって全てが解決できるものではないと。合意形成したから、再開発を行ったり、それを阻止できるわけではない。合意形成が何をもたらすか、合意形成を行うとどうなるかということを明示していくことが大事だと、必要だということで、ご意見を頂戴してございます。カのところ、合意したからもう何も言うなということではなくて、合意形成のプロセスを通じて、直接的、間接的な関係者が良い気分になり、千代田区は良いまちだと信頼してもらうことが大事だということで、ご意見を頂戴してございます。クのところでございます。合意形成のプロセスがもたらすものの一つとして、千代田区の良さが伝わるのが挙げられるのではないかと。最後に、シのところでございます。区民を「お客さん」ではなく、「パートナー・仲間」と捉え、区と区民と一緒に考えていく姿勢を見せられると良いよねということで、ご意見を頂戴してございます。

今後のスケジュール、項番3のところでございますが、今年度は、第3回の検討会をまた3月のほうに開催したいというふうに考えてございます。こちら、2か年でということでございますので、来年度は、実証実験等も行いながら進めてまいりたいというふうに考

えてございます。

駆け足で恐縮でございますが、ご報告は以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。ご説明いただきました。

この件、いかがでしょうか。よろしいですか。

副委員長。

○大串副委員長 このプラットフォームのあり方を区としてしっかりと定めるということなんですけれども、これは、今までも述べてきたとおり、千代田区は、まちづくりを進めていく上において、適切な手続をきちんと定めてこなかった。だから、ここにも、文言として書いてくれましたけれども、そういう進め方をしっかりと、今回、それを定めていこうと。1番目に情報の共有が必要だし、議論の場の形成も必要でしょう。で、意見の調整と納得・許容の形成ということで、しっかりやっけていこうということなんで、非常に私は大事なことはできると思っています。ですので、言葉は、これ、プラットフォームのあり方となっているけれども、これも横文字でなかなか分かりづらいんだけど、要は、まちづくりの適正な手続を進める方法ということと私は理解しているんだけど、どうなんですか。

○前田景観・都市計画課長 今、大串副委員長のほうからご指摘いただきましたとおりでございます。その上で、やはり、このまちづくりを進める上で、さらに、今後はちょっと手引きといったところも含めて、ご案内をしていくべきかなというふうに思っております。と言いながらも、そういったところまで踏み込んでしまうと、まずは、大前提の共通認識が入っていかないとということもありますので、まず、今、こういった骨子といったところで、合意形成とは何かということを議論しているといったところでございます。

今後でございますが、現在、参画と協働ガイドラインといったところで、これに照らして行っているところでございますが、まちづくりに特化したということで、まちづくりでは、こういったこともやっていくよといったところまで記載ができるような形の、ちょっと手引きというところで、今、言葉を使わせていただきましたけれども、来年度に向けて、そうしたところも策定できるように努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○嶋崎委員長 いいですね。

小林たかや委員。

○小林たかや委員 先の話になるかもしれないんですけども、このプラットフォームができたというか、できますよね。そうすると、これを支える資金、予算とかになるかと思うんですけども、第三者委員会が入ったり、それからあと、場所、区役所の中につくるのか、いろいろあると思うんですけど、そのイメージがちょっと湧かないんですけど。適正にまちのプラットフォームをつくったときに、その、それを回すための専門家も雇わなくちゃいけない。それを回すためのお金というか、資金とか、場所とかというのは、どういう考えで進んでいっているんですか。

○前田景観・都市計画課長 今後の運営体制というところのお話もあったかなというふうに認識をしております。今、今回の議論の中では、まずは、何が必要な機能なのかというところを議論しております。その機能をどういった形で行っていくか。その上で、組織体制ができてくるかなというふうに、今、認識をしております、組織規模につきましては、機能を詰めた上で、整理をしてまいりたいというふうに認識しております。な

ので、それが、区役所の中で、そういった組織を持つのか、第三者的なちょっと違うところをお願いをするのかといったところにつきましては、次年度以降のまたご報告になってくるかなというふうに認識をさせていただきます。

また、それから、先ほどお話しいただきましたように、この専門家派遣といったところにつきましては、一定程度、行政としても支援していく必要があるかなというふうに認識をございまして、そうしたところの予算立てにつきましても、実証実験等を踏まえながら、来年度以降、ご報告をさせていただく形になるかなというふうに認識をさせていただきます。

○嶋崎委員長 はい。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは――あ、岩田委員。

○岩田委員 本編の5ページ、6ページで、まちづくりに関する情報の共有が課題として出ていて、それで、今後のあり方でも情報の共有というところが出ています。今までも、区は、ホームページで出している、区報で出しているというようなお話をよくされるんですけども、高齢者の多いこの千代田区で、例えば、うちの母も80を過ぎておりまして、高齢者の部類に入んですけども、インターネットをやりません。それで、掲示板に出しているといっても、外もあんまり歩きたくない。番町かいわいは、私の住んでいる番町かいわいは坂が多いので、あんまり出歩きたくない。そうすると、掲示板も見れない。そうすると、区報だけ。区報の小さい字を目を皿のようにして、見つけなければならない。だったら、あくまで、ここから先は、例えばの話ですよ。掲示板に貼ってあるようなチラシがあるじゃないですか。あのチラシを区報と一緒に配付するとか、そういうような気配りというのがあっても、今後、いいんじゃないのかなというふうに思っておりますので、提案をさせていただきます。

○前田景観・都市計画課長 まずは、ご提案ということで、受け止めをさせていただければというふうに存じます。広報等、どういった形で行っていくかというところにつきましては、一定程度、予算の話も出てくるかなというふうに認識をさせていただきますが、やはり、公開する時間とかというところも視野に入れて考えていきたいなというふうに認識をさせていただきます。今頂きましたように、広報を見られてからというところで、情報は早いほうがいいかなというふうに認識をさせていただきますので、ホームページ等で情報を共有する、先に共有するかもしれないけれども、広報で出したときには、一定程度、広報をご覧になっていただく時間を踏まえた上でという形を取っていくとか、そういった時間軸等も気にしながら、今後、情報発信というところまで整理をしてまいることができればというふうに考えているところでございます。

○嶋崎委員長 はい。よろしいですね。

それでは、この千代田区まちづくりプラットフォームのあり方について、終了いたします。

これで、環境まちづくり部を終了いたしました。

休憩します。

午後0時02分休憩

午後0時59分再開



○嶋崎委員長 はい。それでは、休憩前に引き続きまして、委員会を再開いたします。

次、政策経営部の報告に入ります。

政策経営部（1）副区長の定数について、理事者から説明を求めます。

○石綿総務課長 それでは、政策経営部資料1に基づきまして、副区長の定数について、ご説明を申し上げます。

内容に関しましては、副区長の定数に関する条例の一部を改正する条例といたしまして、第1回定例会に議案として提出を予定してございますので、本日は、事前の情報提供としてご説明をさせていただくものでございます。

それでは、お手元の資料をご覧くださいと思います。

初めに、今般、副区長の定数につきまして、これまでの1名体制から、1名増員いたしまして、2名体制とすることを予定してございます。これに伴うご説明を、以下、記しているところでございます。

項番1、改正が必要な理由でございます。現在、社会全体でデジタル化の遅れによる様々な課題が明らかになってございます。しかしながら、こうした状況にあっても、誰一人取り残さず、全ての区民の皆様に対して、デジタル化の恩恵を受けた質の高い区民サービスを提供しなければなりません。そのためには、本区は、全庁を挙げて、これまで以上に積極的な業務の改善に加え、より一層デジタル化を推進し、業務の効率化を図る必要がございます。これを実現させるためには、これまで以上に高度な政策判断や組織横断的な調整をスピーディーに行わなければならないことから、事務の総指揮を執る副区長を、これまでの1名体制から2名体制に増員するに当たりまして、関係する規定の一部の改正を行う必要がございます。

次に、項番2、改正予定の条例でございますが、こちらは、現在、副区長の定数を定めてございます千代田区副区長定数条例、こちらにつきまして、副区長の定数を1名から2名に一部改正を行う予定でございます。

最後に、項番3、施行予定の期日でございますが、令和5年4月1日を予定しているところでございます。

以上、冒頭で申し上げましたとおり、これらの内容を踏まえた条例の改正案を第1回定例会におきまして、議案として、議会のほうに提出する予定でございます。

ご説明は以上でございます。

○嶋崎委員長 ご説明いただきました。

本件も、第1回定例会で議案になる予定の案件でございますので、事前審査にならないよう、ご協力をお願いいたします。

質疑を受けます。

○永田委員 他区の状況を見ると、既に2人体制のところも多いと思いますが、本区においては、条例上、1人になっていると。そういった2人体制が条例上可能であれば、こういった条例改正は必要なかったと思いますが、どういう経緯で、1人体制になっているのか、過去の経緯の説明をお願いします。

○石綿総務課長 経緯でございますが、先ほどの繰り返しの内容の一部になってございますけれども、やはり、今、この社会全体でデジタル化が遅れている。特にコロナ禍によりまして、それがさらに明確化したというところもございまして、これは国を挙げてデジタル

化に今取り組んでいるというところでございますけれども、本区におきまして、昨年、DXの戦略を策定いたしまして、鋭意、全庁を挙げて、全力で今取り組んでいると。こちらに関して、さらに、より一層ですね……

○永田委員 何で1人にしたのか……

○嶋崎委員長 あんまり長いのは……

○石綿総務課長 大変失礼しました。何で1名になったかということでございますが、（発言する者あり）あ、何で1名体制であったのかということでございます。大変失礼いたしました。

なぜ1名体制であったかということに関しましては、過去に、昭和50年代に、一時、2名体制ということございましたが、その時点から現在に至るまでは、ご承知のとおり、1名体制で実行してきたというところでございます。これに関しては、時々、区政の状況、それから、社会経済状況というところも踏まえまして、必要な定数を定めてきたと、こういう状況でございます。

○嶋崎委員長 永田委員。

○永田委員 もともとは2名体制だったのを1名に変えたというのが、そもそも必要だったかどうかというのは、2名体制が可能な条例のまま、1人でもよかったのかなと思いましたが、そこは過去のことなので、いいです。

今後は、2人の副区長の役割分担を明確にしていけないといけないと思います。ここは、デジタル化の遅れの対応をするDX担当に特化した副区長ということだと思っておりますけど、現在の、もう一人の坂田副区長の役割のことについては、今日、聞いていいのかわからないですけど、あるいは、直接、区長が何かお話しになるのかもしれないですけど、答えられる範囲内をお願いいたします。

○石綿総務課長 現在、議案提出に向けて、今ご質問あったような、いわゆる担任意務という部分に関しまして、鋭意検討をさせていただいている最終段階というところではございますが、基本的には、先ほどお伝えをいたしましたとおり、デジタルに関するより一層の推進ということがございまして、これまた、一方で、デジタルだけにかかわらず、全庁横串でいろいろと調整をしたり、執行していく部分もございまして、こういったところを担任意務として据えさせていただくことになるかなというふうに予定してございます。

○永田委員 いいです。

○嶋崎委員長 まあ、そこら辺は、永田委員ね、また議案審査のときに直接、区長もご出席頂くんで、区長の強い、多分思いもあるでしょうから、それをしっかり聞いていただくほうがいいかなというふうに思います。

よろしいですか。

○永田委員 はい。ありがとうございます。

○嶋崎委員長 はい。

小枝委員。

○小枝委員 私のほうからは、1点、このお一人を増やすために、どんな経費がかかっていくのか。もう予算も入ってきていることですので、その辺の必要なインフラ整備、それから、報酬、その他、いろいろあると思うんですけど、その辺を、ぜひ分かりやすくしていただけたらなというふうに思っています。

○嶋崎委員長 はい。それは、じゃあ、当日までに用意いただけますか、資料として。

○石綿総務課長 はい。今のご質問につきまして、議案審査の際までに、おまとめをさせていただきますまして、ご提出をさせていただきたいと思えます。

○嶋崎委員長 はい。よろしいですか。

ほかに。

○大串副委員長 1点、この「2人とする」という文言なんですけれども、「2人以内とする」ということじゃ駄目なんでしょうか。

○石綿総務課長 規定ぶりにつきまして、今、調整の最終段階ということでございますので、まだ未定となっておりますけれども、今のところは、「2名とする」というところで固めていく方向で調整をしているところでございます。「2名以内」あるいは「2名」になるかということにつきまして、今申し上げましたとおり、現在調整中というところでございますので、ご了承いただければというふうに思っております。

○嶋崎委員長 いいですか。

ほか、いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、この副区長の定数についての質疑を終了いたします。

次、（2）千代田区第4次基本構想（素案）等について、理事者から説明を求めます。

○夏目企画課長 それでは、千代田区第4次基本構想（素案）等につきまして、政策経営部資料に基づき、ご説明いたします。

本日は、千代田区第4次基本構想（素案）等に対するパブリックコメントや説明会の実施結果並びに第1回定例会への提出予定案件についてご報告をさせていただきます。

初めに、パブリックコメントについてでございます。資料のほうをご覧ください。今回のパブリックコメントは、第4次基本構想の素案、それから、現行の第3次基本構想の廃止、今後の行財政運営の考え方の策定、行財政改革に関する基本条例の廃止について、実施をいたしました。

1、（1）パブリックコメントの実施概要ですが、募集の期間、こちら、12月5日から1月6日まで、約1か月間でございます。

募集方法と周知方法につきましては、記載のとおりでございます。

頂いたご意見につきましては、9人11件で、頂いたご意見に対する区の考え方につきましては、別紙2-2のほうに取りまとめをしております。

2-2のほうをご覧ください。幾つかご紹介させていただきたいと思えます。

2番目のところで、素案の「はじめに」の部分の記載についてですが、首都直下地震や地球温暖化など、区民の暮らしに関わるリスクが高まりを見せているという、そういった記述に関連しまして、ご意見として、区内や周辺では、古い建物を壊して、巨大なオフィスビルが幾つも建造されている。企業が買った土地なので、何を建てるのも勝手だけでも、それらのリスクを考えると、あまりよいことではない。巨大なオフィスビルよりも公園やスポーツ施設といったものを建設したほうがよいと思うといったご意見を頂いております。これに対する区の考え方として、基本構想の中で、分野別将来像の一つに「やすらぎを感じ、安心して快適に暮らせるまち」というのを掲げ、良好な環境の継承や人にやさしいまちづくり、強靱な都市基盤の構築を目指すこととしていまして、環境配慮や区

民の暮らしの継続性を確保するための取組を進める旨を述べております。

1枚おめくりいただきまして、5番をご覧ください。こちらでは、なにより子育てに力を入れていただきたいという、そういった趣旨のご意見と、例えば、次世代育成手当の増額などといった要望の例示を頂いております。これに対する区の考え方として、基本構想の素案では、分野別将来像の一つに「自分らしく健やかに暮らし、笑顔で成長しあえるまち」を掲げ、多様なライフスタイルやライフステージに応じ、安心して子育てができるまちを目指すこととしている旨をお示しをしております。なお、ご要望の例示に対しましては、今後の検討の参考にさせていただく旨をお答えしております。

最後に、7番をご覧ください。こちらでは、第3次基本構想、現行の基本構想との比較で、第4次構想には、素案には、行政評価制度に関する記載がないため、評価がされないのではないかといった趣旨のご意見を頂戴いたしました。これに対する区の考え方として、区では、中期的な取組を示した将来像に向けた方針を策定し、社会状況の変化に対応した施策を展開していく旨を述べた上で、行政評価制度との連携を検討する予定であることを述べております。

パブリックコメントについては以上です。

資料2-1のほうにお戻りください。2、住民説明会についてでございます。

説明会につきましては、基本構想（素案）について、資料を用いて、対面にて説明する場とさせていただきました。周知方法は記載のとおり、パブリックコメントと同様の方法としまして、オープンハウス型説明会については、当日にチラシを約200枚ほど配布し、ご案内をしたところです。参加人数につきましては、説明会に9名、オープンハウス型説明会に49名、計58名の参加がございました。実施場所、日時につきましては、2ページ目でございますので、ご確認をお願いします。

パブリックコメントと説明会を実施した結果、基本構想（素案）や今後の行財政運営の考え方については、一部、表記の修正等を行いました。基本的な内容については、変更はございません。これまで区民等の懇談会や団体ヒアリング、また、議会の皆様からのご意見を頂戴してきた経緯を踏まえまして、それぞれ案とさせていただきたいと考えております。

基本構想の案、それから行財政運営の考え方の案につきましては、資料2-3、2-4として添付しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

最後に、大きな2番、第4次基本構想の策定及び関係条例の取扱いについてで、第1回定例会に提出を予定している案件について、お知らせいたします。

基本構想の関係では、2議案を提出させていただく方向で、準備をしております。一つは、ただいまご報告いたしました第4次基本構想の策定についてでございます。議会の議決に付すべき事件に関する条例に基づきまして、新たな基本構想の策定と現行の第3次基本構想の廃止を一つの議案で提出する方向で準備を進めております。もう一つが、現行の第3次基本構想の実現に向けた条例である千代田区行財政改革に関する基本条例の廃止に関する議案でございます。それぞれの内容につきましては、これまでもご説明をさせていただいておりますので、本日は割愛をさせていただきたいと思っております。

簡単ですが、報告は以上です。

○嶋崎委員長 はい。ご説明を頂きました。

この案件につきましても、定例会において議案になる予定でありますので、ご協力を頂きたいと思っております。なお、資料要求等ありましたら、ここで申し出ていただきたいと思います。

質疑を受けます。

よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、また当日しっかりとご説明を下さい。

それでは、この件を終わらせていただきます。

次に、（３）千代田区手数料に関する規定整備について、理事者から説明を求めます。

○中根財政課長 それでは、手数料に関する規定整備について、資料3でご説明いたします。

内容につきましては、大きく分けて四つございます。ちょっと申し訳ございません、変則的な説明になりますが、まず、裏面の2番のところの規定整備の内容を、まず最初にご確認いただければと思います。

四つ、それぞれの案件ごとに規定整備する内容がございます。一つ目は、適用の終期を5年3月31日から6年3月31日までに延長するもの。そして、二つ目の内容は、多機能端末機に――今、コンビニ等に置いておりますコピー機のことでございます。これによる証明書交付手数料を新設して、多機能端末機というものの定義を定める整備を予定しているもの。そして、三つ目は、マンション管理計画の認定申請に関する手数料を新設する。四つ目は、住戸ごとの申請の場合における手数料に関する規定を削除すると。こういう規定整備を四つ、それぞれ別々に手数料条例、手数料の関係で定めることを考えております。

それぞれの内容の経緯、必要性について、1番のところ、戻っていただきまして、説明いたします。

まず、5年3月31日から1年間延長するものにつきましては、食品衛生法が改正されまして、営業許可の業種が再編されまして、この法改正を受けて、当区の手数料も改正いたしました。そのときに、新型コロナウイルス感染の拡大している状況に鑑みまして、改正した結果、手数料が上がってしまう業種もございましたので、それを据え置くということも一緒に併せて改正を当時行いました。そのため、今般の、まだ新型コロナウイルスの感染状況に鑑みまして、1年間の延長するという規定整備を考えております。

そして、二つ目の、新たな多機能端末機の証明書の関係でございますが、今、マイナンバーカードを使用すると、全国のコンビニエンスストアで証明書の交付、住民票ですとか、戸籍ですとか、というのの証明書の交付をする、受けることができます。このときの手数料は、窓口での手数料と同じになっております。そのため、この端末機の利用をさらに促進する、そして、利便性を実感していただく、そして、その実感していただくと、窓口業務については、そのような方たちは、コンビニのほうが多分間違いなく家から近いので、そちらを利用いただけたらと思いますので、窓口については、やはりどうしても対面でご説明しながら証明書を取る必要があるものにと、効果的で効率的な窓口運営を目指してまいりたいと考えております。そのための手数料を定めます。

三つ目が、マンション管理の手数料ですが、昨年12月16日にマンション管理の適

正化推進計画を千代田区で作成いたしました。この推進計画を作成した地方公共団体は、このマンションの管理計画というのを認定することが可能になります。そのため、そのマンション管理の計画の認定をする手数料を新たに規定整備いたします。

そして、最後の4点目ですが、4年の10月に国が再生エネルギーの利用拡大の観点から、共同住宅での太陽光発電設備等の導入を要件化いたしました。その要件化されたため、共同住宅では、低炭素の建物とか性能向上するという認定が一部屋一部屋ごとに認定するのは難しくなるということをございまして、建物単位でそういう効率性——低炭素の建物であるとか、性能が向上しているということを確認することに改めます。そのため、一つの住戸ごとの申請の手数料に関する規定を廃止、削除する規定を整備するものでございます。

それぞれの整備する内容の施行予定日は、裏面のところに記載のとおりでございます。説明は以上になります。

○嶋崎委員長 はい。ご説明いただきました。

この案件も議案になる予定の案件でございますので、事前審査のご協力を頂きたい。そして、資料等があれば、お申し出頂きたいと思っておりますけど、いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、この件を終了いたします。

次に、千代田区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規定整備について、理事者から説明を求めます。

○村木デジタル戦略担当課長 それでは、政策経営部の報告事項の（4）千代田区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規定整備についてご報告いたします。政策経営部資料4をご覧ください。こちら、いわゆる番号条例、マイナンバー条例の規定についての整備です。

1番の規定整備の趣旨のところに記載がございますように、心身障害者医療費助成制度が、個人番号独自利用事務として、情報連携が可能となったことに伴い、表題のいわゆる番号条例、こちらの規定整備を行うものです。この心身障害者医療費助成制度につきまして、中ほどの米印のところに簡単にご説明をしておりますが、ここに記載されておりますように、本来は、東京都が主体となって実施する制度ですが、申請書の受理、受給者証の交付、医療費の支払い等の事務は、いわゆる事務処理の特例制度によりまして、市区町村が行うこととなっております。そのため、この事務において、マイナンバーによる情報連携を行うためには、区の条例の改正が必要となります。

2番の規定整備の内容です。個人番号の利用範囲を定めますこの条例に、区長が処理する事務として、心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務を、利用する特定個人情報として、地方税関係情報または生活保護関係情報を、それぞれ追記するものです。これによりまして、主に、転入者が助成制度の申請を行う際に、前住地において課税証明書等を取得して、これを提出していただく、そういった手間がなくなるように利便性が向上されるということになります。

施行予定日は、令和5年4月1日を予定してございます。

本件の改正につきましては、第1回定例会におきまして、議案を提出したいと考えてお

りますので、よろしくお願ひいたします。

ご説明は以上です。

○嶋崎委員長 はい。説明いただきました。

この案件も議案になるために、事前審査のご協力、そして、資料の要求があれば、ここで受けたいと思います。

質疑を受けます。

いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、またこれ、当日よろしくお願ひいたします。

それでは、（４）——あ、ごめんなさい。（５）下水道局「千代田幹線整備事業」について、工事用地の貸付期間の更新についてご説明を求めます。説明してください。

○大森施設経営課長 下水道局「千代田幹線整備事業」工事用地の貸付期間の更新について、政策経営部資料５に基づきましてご報告させていただきます。

都市インフラである下水道の整備、千代田幹線整備の工事用地として、飯田橋の清掃事務所の隣地などを平成２６年から令和５年３月末まで、現在、下水道局に貸し付けておりますが、掘削工事等の進捗の遅れにより、令和８年９月末まで貸付期間を更新してほしい旨の申出がございました。下水道施設、とりわけ、この千代田幹線整備事業は、都心部を中心とした広いエリアの汚水、排水を担い、広く区民、都民、在勤者、来街者などの都市生活や都市活動を支える重要インフラの整備という公共事業であるため、申出のとおり、貸付期間の更新に向けて、手続を進めているところでございます。

概要をご説明させていただきます。項番１、下水道局への貸付地でございますが、斜線で網かけしております貸付地１、飯田橋車庫管理棟の隣、飯田橋公共用地、約９６０平米、これと、格子状に網かけをしております三角の部分、貸付地２、車庫棟の用地の一部、約３０平米でございます。

項番２、貸付状況の（１）貸付目的ですが、大正時代に整備され、老朽化が著しい既設の下水道幹線を再構築するため、及び、現在、降雨量が多いときに、外濠に流れてしまっている下水を取り込み、外濠の水質改善を図るために、新たに整備される千代田幹線、こちらの工事用地として、下水道局に貸し付けております。

（３）の当初の貸付期間については、平成２６年から令和５年３月末まで。

（４）「千代田幹線整備事業」の工事概要といたしましては、シールド機により、内径４.９メートル、約５メートルの下水道管を約５０メートルの深さに新設し、貸付地から港区の芝浦水再生センターまで、約８.７キロを０.５パーミル、２,０００分の１の勾配で掘削する工事となります。２０メートル行って１センチ下がるというようなイメージでございます。

裏面をおめぐりいただきまして、項番３、更新申出の内容でございます。更新により延長する期間は、令和８年９月末まで、３年半の延長となります。

延長の主な理由でございますが、工事中に判明した地中埋設物の移設協議に時間を要したことや、地盤が強固であったため、シールド掘削スピードが低下したことなどにより、当初予定よりも工期を要することとなったというものでございます。

更新後の貸付料は、項番４に示すとおり、貸付地１については、年額３,４０１万８,６

08円、貸付地2については、年額105万4,666円となります。

項番5、主な経緯と予定でございます。主な経緯といたしましては、下水道局から工事の進捗の遅れについて、令和4年の6月から10月にかけて、様々に周知、説明しております。飯田橋町会、飯田町町会、富士見二丁目町会、飯田橋富士見地域まちづくり協議会、富士見地区町会連合会などへの説明や周辺へのポスティングによるチラシ配付などがございます。9月30日、土地賃貸借契約に基づき、期間満了6か月前に下水道局長から、土地賃貸借期間の更新についての申出を書面で頂いております。12月16日に用地問題検討会、1月10日に首脳会議を経て、本日、当委員会にご報告させていただいております。

今後、決裁等の事務手続を経て、2月中には、下水道局からの更新の申出について、承諾する旨、回答し、変更の契約書を取り交わしていく予定でございます。

ご報告は以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。ご報告いただきました。

質疑を受けます。

いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、また何か進捗があったら、ご報告ください。

次へ参ります。次に、（6）千代田区人材育成基本方針改定（案）について、理事者から説明を求めます。

○神河人事課長 それでは、千代田区人材育成基本方針改定（案）につきまして、政策経営部資料6-1及び6-2によりご報告いたします。

基本方針（案）自体は、こちら、資料6-2の冊子となりますけれども、少しボリュームがございますので、本日は概要版である資料6-1を中心にご説明申し上げます。

資料6-1をご覧ください。まず、1、現在の人材育成基本方針についてでございます。区では、職員の人材育成の基本的な考え方、方向性、方策を明らかにした人材育成基本方針を策定しております。現在の基本方針におきましては、区民の目線で考え、行動する職員、プロの目と耳と心を研鑽する職員、時代の変化に対応し、チャレンジ精神旺盛な職員、高い倫理観を備え、確固たる信念で使命・責任を全うする職員、これら、四つを目指すべき職員像に掲げ、職員の育成を行っているところでございます。

2、改定の必要性でございます。人材育成基本方針は、平成22年に改定を行っておりますが、その後、こちらに記載がございますような人事管理を内容とした法改正も多数行われております。社会情勢の変化、そして、庁内の職員の状況も変わってきておりますので、基本方針を改定する必要がございます。

続きまして、3、人材育成基本方針の位置づけでございます。現在、策定準備を進めております千代田区第4次基本構想に掲げるめざすべき将来像の実現に向けての効果的、効率的な行財政運営に資する方針であるとともに、地方公務員法上の研修に関する基本的な方針としての性質を併せ持つものでございます。

次に、4、人材育成上の課題でございます。庁内の状況等も踏まえ、次の6点といたしました。まず、新規採用職員等の育成でございます。ベテラン職員の大量退職、これに伴って、新規職員の採用が大幅に増加しており、約半数の職員が職務経験年数10年未満となっております。これら、職員の育成が急務となっております。



次に、ベテラン職員の活躍及び知識・経験の継承でございます。来年4月から定年引上げが段階的に行われ、役職定年制、人事制度も変わってまいります。ベテラン職員が最前線で活躍できる体制を整えるとともに、知識、経験等のノウハウを継承していくことが必要でございます。

3、管理監督職となる職員の育成でございます。管理職が不足する現状がございます。職員のキャリアアップに向けた意識啓発や仕事と家庭を両立できる環境整備等を進める必要がございます。

4、専門的な人材の確保、育成でございます。ICT人材等、専門的知識・技能を有する職員の確保、育成が必要でございます。

5、職員の自発性を支援する仕組みの充実でございます。成長のためには、職員一人一人が「自らを高めたい」という意欲を持つことが重要でございます。そのような意欲を育て、または、支援する取組が必要でございます。

最後に、6、人を育てる良好な職場づくりでございます。正規職員だけでなく、会計年度任用職員、人材派遣のスタッフ等が共に働く中で、風通しのよい職場風土づくり、ワーク・ライフ・バランスを実現できる職場づくりを推進する必要がございます。

以上、6点を課題といたしました。

資料6-2の本編冊子、4ページから9ページまでに、これまでご説明いたしました課題に関する資料等がございますので、後ほどご参照いただければと思います。

資料6-1の概要資料の説明に戻ります。資料右側、5、改定内容の説明を進めてまいります。

改定後の1、目指すべき職員像でございます。今も昔も、理想とする職員像はそう大きくは変わりませんので、このため、現在のものと大きく変更はございませんけれども、今後は、全ての職員に知識・技術の継承、後進の育成を強く意識して行動することを求めていきたいので、新たに4としまして、チームワークを大切に、後進の育成に取り組む職員を加えた5項目といたしております。

2、目指すべき職場像でございます。職員を育成していくためには、育成に適した土壌、環境が必要でございます。このため、新たに、目指すべき職場像というものを掲げることといたしました。それがこちらでございます。職員が互いの個性、価値観、働き方等を尊重し、ともに学び合い、高め合い、援け合って、チームワークで課題に立ち向かえる職場ということでございます。

これら、目指すべき職員像、職場像を踏まえまして、3、施策の方向性でございます。こちらの図、中央の丸い図の箇所でございますように、人材確保、職場環境の整備、適正配置・処遇、そして、育成支援、これら、四つの要素に属する施策を有機的に連携させながら、人材育成を推進してまいります。

これから後、しばらくは、資料6-2、本編のほうから抜粋して、ご説明をさせていただきますので、資料6-2のほうの、まず、20ページをお開きくださいませ。

まずは、「人材確保」の視点からの施策でございます。ア、職員の採用でございます。職員の採用に当たっては、「目指すべき職員像」と方向性を同じくする主体性、積極性、千代田区への愛着等を持った職員を採用してまいります。専門性の高い業務には、専門職種の職員、それから会計年度任用職員を採用したり、外部から任期付職員を採用するなど

して、人材を確保してまいります。

イ、ベテラン職員の活用につきましては、おおむね55歳以上の職員に後進の職員にどのような技術、経験を伝えたいのか、自身のどのような能力を活用していきたいのか、そのような意向を伺いながら、人事異動等において、尊重できる仕組みを検討してまいります。

21ページ、ウの人材の効果的な活用、多様なマンパワーの活用に進みます。BPR、いわゆる業務改革を進めながら、職員以外のマンパワーを活用するなどして、職員の適正配置と業務の効率化を図っていくということ、また、職員以外のマンパワーは、コロナ感染拡大時のような場合、あるいは、職員が産育休や介護等で長期休暇を取得するような場合等にも活用をいたしまして、区民サービスが継続して供給できるような体制を維持してまいります。

次に、二つ目の要素としまして、「職場環境の整備」の視点からの施策でございます。

ア、健康管理でございますが、健康診断や健康相談等の職員の身体面だけでなく、次のページ、22ページにお進みください。身体面だけではなく、こころの健康管理まで含めたフォロー体制を取って、対応をしてまいります。

イ、育児・介護の両立支援でございます。これまでも両立支援研修や支援冊子の配付等の取組を行っておりますが、引き続き、啓発を図り、良好な職場風土の形成に向けてまいります。

続きまして、ウ、働き方改革の推進ということで、23ページに進みますが、ワーク・ライフ・バランス、そして、リモートワークを推進するとともに、勤務時間の弾力化に向けた検討なども行い、働きやすい職場環境を整備してまいります。

25ページにお進みください。職場環境の整備に関するものでございます。

エ、障害を有する職員が働きやすい環境整備、それから、オのハラスメントの防止に向けた取組も職場環境の整備として行ってまいります。

26ページにお進みください。次に、三つ目の要素でございます「適正配置・処遇」の視点からの施策でございます。

ア、「人財」を育てる配置管理としまして、まず、人材育成に必要な役割を果たす人事異動（ジョブローテーション）を行っていくとともに、重大課題や組織横断的な課題対応のためのプロジェクトチーム、現在では、DXの推進に向けた取組などが行われているところでございますが、そういった場を人材育成の場として活用してまいります。

3、スペシャリストの育成につきましては、一般事務職の中にも税務とか戸籍、文書・法規等、高い専門性が必要とされる業務分野がございますので、本人の意向等も踏まえた上で、各種研修の実施、あるいは東京都をはじめとした外部への派遣研修等を活用してまいります。

続きまして、イ、昇任選考・昇任猶予・希望降任、こういった人事制度も引き続き運用してまいります。

27ページにお進みください。続きまして、四つ目の要素、「育成支援」の視点からの施策でございます。

ア、研修の充実ということでございます。職員の能力開発に重要な役割を果たす日々の職場におけるOJT、そして、人事課が行う各種研修等、こちら、Off-JTでござい

ますが、こういったものを通じて、職員を育成してまいります。

28ページの下部に記載をしておりますが、研修の実施に当たりましては、コロナ禍で急速に浸透しましたオンライン学習等も活用してまいります。

31ページまでお進みくださいませ。人材育成の視点の施策、イは、能力と実績に基づき、人事管理を行う目標管理型人事評価制度の実施。ウにつきましては、日々のOJT、人事異動、各種研修等を通じて行う管理職候補となる職員の育成、エは、先ほどスペシャリストの育成でも触れましたが、東京都等への外部派遣研修の活用。

そして、32ページ、次のページのオにつきましては、職務に関する資格取得等に取り組む職員に経費の一部を助成する制度等による職員の自己研鑽活動への支援、こういったものを行ってまいります。

これまで申し上げた人材育成の施策を効果的に展開するため、力の人材開発推進委員会、こちら、庁内に設置しているものでございますが、こちらを運営してまいります。

資料の33ページには、冒頭のほうで説明をいたしました人材育成上の六つの課題に、今ご説明をいたしましたそれぞれの施策がどのように対応しているのかということについて、まとめさせていただいております。

それでは、資料6-1の概要資料のほうに、もう一度、お戻りいただけますでしょうか。最後に、4の推進体制について、ご説明をさせていただきます。

こちらにも新たに追加したものでございますが、まずは職員についてでございます。すべての職員が人材育成のための重要な役割を担うということをお記しております。ともに学び高め合う姿勢・心構えを持って、それぞれの立場でOJTを実施するとしております。

次に、管理監督者でございます。部長は、組織理念の実現、組織目標の達成等、あらゆる機会に職員の成長が組織の成長につながり、区民福祉の増進に結びつくということについて、職員に発信をしていく。そして、課長、係長にあっては、十分な連携を取って、人材育成の中心的な役割を果たす。各職場のOJTを行っていくということでございます。

私ども人事課は、優れた人材の確保、人事配置、処遇等の対応や人事制度の整備等に取り組むとともに、各部、各課と連携をし、研修等の人材育成施策を企画して、実施してまいります。

駆け足となりましたけれども、このような全ての職員がそれぞれ育成に役割を持つという全庁的な推進体制の下で、人材育成に取り組んでまいります。

以上が、人材育成基本方針改定（案）についてのご説明でございます。

この案に委員の皆様からご意見を頂き、必要な修正を行った上で、策定に向けてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。ご説明いただきました。

かなり詳細というか、ボリュームが大きいんですけども、お気づきの点などがありましたら、質疑を受けたいと思います。

○小林たかや委員 先ほど26ページでスペシャリストの育成、それから、34ページのDXの確保と取り上げて、今後、DXを進めていくには大切なところなんですけれども、そもそもなんですけれども、XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX。これは、育てようとしているので、こういう形で、そういうDXの

特別なスペシャリストというのは、人事としては育てられるという方向で考えているんですか。特に、これからDXする中で、この庁内で育てたり、研修をしたりして育つものか。その辺はどう考えているのか。（発言する者あり）そうそう。

○神河人事課長 よろしいですか。

○嶋崎委員長 はい。ちょっと答えにくいんじゃないの。答えられるの。大丈夫ですか。

○神河人事課長 はい。先ほど、小林（た）委員のご質問にございました千代田区におけるDX人材の育成につきましては、先ほど、資料34ページのほうに、区としての人材、DX人材の確保及び育成についての考え方をお示しさせていただいているところでございます。こちら、先ほど申し上げたとおり、様々な視点、四つの、先ほどの四つの視点で施策のほうの展開を考えておりまして、それをこちらのほうに集約した内容となっております。

まず、一つは、DXの全庁的推進ということで、これをOJTということになりますけれども、現在、DXの担当部門もございまして、DX推進に向け、設置しているプロジェクトチーム、各課において、そのDXに取り組んでいる、そういった機会をDX人材の育成の場としていくということであったり、あとは、研修を組み合わせるということであったりとか、あとは、区の内部で、直ちに配置が困難なICT人材、そういったものについては、任期付きの職員を採用するであるとか、来年度から特別区で実施をいたしますICT専門職種の正規採用、そういったものを活用することを検討しているところでございます。そういった専門的な職種の方を採用したときには、他の職員の講師的な役割も果たしていただきながら、教育的な役割も果たしていただきながら、人材を育てていくということでございます。

また、外部機関に職員を派遣いたしまして、専門性を高めていくようなこともできるかと思っておりますので、こちらに記載のあるようなことを組み合わせながら、DX人材を育成していきたいと考えております。

○小林たかや委員 今、DXがほかの、当然、自治体も進めるんで、DX人材の、極端な話、取り合い、育てたいんだけど、間に合わない。展開するのに当たって、間に合わないの、落ち着いてからは、多分、こういう話だと思う。今、××××××××××××××××××××××××、課長さんだって、係長さんだって、担当者だって、一旦、体制ができるぐらいまでに人材を、IT人材を集めない、難しいかなと思うんですね。基本的には、こういう話は、落ち着いてからだと思うんだけど、人事の方向としては、多分、×××××××××××××××××××××××××××××××××××××××××××、専門職、専門職を呼ぶときに、こういう基本的な考え方では、今のこの組織をつくっていくのに厳しいんじゃないかなと僕は思うんです。

その辺について、これ、紙にすると、こうなるのかもしれないんですけども、そういう東京都——23区か、23区の人事もそういうシステムができて、やっとそういう人材を取ってきて、まだどんどん十分じゃないですよ。そういうときに、できるのか、こういう体制でできるのかなというのは一つでございますけど、その辺は、人事としては、どう考えているんですか。

○神河人事課長 人事課といたしましては、これまでの取組、それから今後の取組として、できることをただいまご説明をさせていただきました。そういった中で、××××××××

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX.

そういったことを……

○嶋崎委員長 おいおい。それは言っていないよ、そんなもん。

○神河人事課長 すみません。

○嶋崎委員長 まだ、これから議案審議なんだよ。

○神河人事課長 すみません。

○嶋崎委員長 だから、答えづらいんじゃないかと俺は言っているんだよ。気をつけてくれよ。（発言する者あり）

ちょっと休憩します。

午後 1 時 48 分 休憩

午後 1 時 48 分 再開

○嶋崎委員長 それじゃあ、委員会を再開します。

小林（た）委員。

○小林たかや委員 まだ不確定なことがあったので、先ほどのXXXのところは訂正します。専門職を、特にITが進んで、23区でも、専門職を育てていって、対応も始まって、十分でないので、IT人材の、極端に言うと、取り合いになっている現状だと思うんですね。今、ここで、スペシャリストの育成の中で言っていることは、安定してから、これから人事をやっていく中で、人材を育てていくということでは、こういうお話だと。でも、特に、時代の変化が激しくて、特に、国もDXを進めていく。ほかの自治体も一緒にいっせいの、で進めていくときに、そういう人材を民間から、頼らざるを得ないところがあるんですよね、それは、過渡期にしても。今のIT課長も民間からお願いして、任期付きでお願いしているわけですよね。そうすると、そういう、こういう、特にこういうITみたい、一遍に、それも専門、本当のスペシャリストじゃないとできないというような仕事の人を人材育成していく場合に、こういう普通のやり方では難しいんじゃないでしょうか。紙としてはこうなるんだけど、そういう場合は、いや、じゃんじゃん、じゃあ、民間から取ってきて、やって、安定するまでそういう方向ですか。それは課長が言えないと思うんだけど、考え方として、そういう課題があるんじゃないですかということなんで、その辺については、どう考えますか。

○中田行政管理担当部長 小林たかや委員からただいまご指摘のございましたDXに関しましては、本当にそのとおりだと思います。今、非常に進んでいる中で、急に専門性の高いといっても、すぐに職員の中でそこまでのレベルというのは非常に難しいかと思えます。このため、ほかの自治体を見ても、一定期間は、任期付きの職員に来ていただいて、その間に、中で専門性の高い職員を増やしていくと。もうそれしか方法がないのではないかと。いうふうに思っています。しばらくは苦しいときが続くかもしれませんが、着実にそういったような知識も、職員に付与できるように取り組んでいきたいと考えております。

○小林たかや委員 そういう答えだと思うんですけども、本当に早い動きで、だから、役所としても、そういう早い動きをしないと、実際、人材に限られているところで、もう取り合い、よく報道されていますけど。取り合いが始まってというのがあって、もう、それが終わって育てていくというのはこういうことではないんですけども、過渡期には、

やっぱりフレキシブルにやっていかないといけないのかなと思って、今、部長が答弁されたように、その辺はフレキシブル性が要るんだということは、私も思いますので、現場が困らないように、それなりの、それから育てるといったら、来た人が大変で、その場所に行った人が普通の知識では到底追いつかないようなことになってしまおうんで、そういうのも、やっぱり育てるといふことのひとつなんで、頭に置いてやっていただければと思います。

○中田行政管理担当部長 はい、委員長。

○嶋崎委員長 担当部長。

もっと大きい声で言って。

○中田行政管理担当部長 はい。ご指摘ありがとうございます。

現在、職員の間でも、ICTの知識を高めたいということで、様々な資格にチャレンジしたいというような意見もありまして、そういった資格支援の補助なども行っておりますので、職員の中でも、さらに専門性の高い職員を確実に育てていきたいと思っています。また、現在、東京都のほうで、GovTechということで、各自治体などのそういうICT人材の育成ですとか、また、専門職を派遣するというようなお話なども聞いています。そういったご支援なども確認しながら、区政に役立てていきたいと思っています。

○嶋崎委員長 はい。

ほかに。

○小枝委員 今日のこの報告と意見を聞いたことをもって、冊子を確定するということがだったので、すみません、二つぐらい、私のほうからは言わせていただきたいです。

非常に気になったところは、今、非常に、確かにDXも大事、国際化も大事だと思うんですけども、実は、一番大事なのは、やっぱりこれだけ変化の時代に入ってきているので、区民と一緒に考える視座を持つてるといふことじゃないかなと。言い換えれば、区民の幸せのために働くといふことじゃないかなと。本会議場でも、区長、ウェルビーイングという言葉を使いましたけれども、本当に、変化が激しい中で、昨日までそれでよかったことが明日は時代遅れになるという時代なんですね。ということは、組織目標をただ軍隊的に前へ進めるだけが人間の仕事じゃない。それがやり過ぎることによって、モチベーションや意義を失うこともあるといふことを、ちょっと視野に入れていく必要があるんじゃないかなと。その時代の変化に柔軟に対応するといふことと、やはり、繰り返しませんけれども、先ほど言ったようなワーディングが欲しいなといふふうに思っていました。

それと、何も自分が得意である必要はないんじゃないか。パソコンが別に得意じゃなかったって、すごく人の話をよく聞けたり、共に考える姿勢があったり、そういうことができる人に別に相談すればいいわけだから、みんなが英語ができればいいわけじゃない。みんながパソコンができればいいわけじゃない。そんなのは、どこに分かっている人がいるか知っていて、その人にちょっと頼むと言えればいいだけのことで、何かそこら辺の書き込みが、若干、その単調な印象を受けました。役所の言葉としては、そうなる部分があるのはよく分かるんですけども、そこをちょっと工夫していただきたい。

やはり得意なことを生かす職場、待遇が得意な人だっています。視点が、多様な視点で捉えられている人もいます。そこを生かしていければいいんじゃないか。もう、これからの公務員という職場は、そういう時代なんじゃないかといふふうに思うので、ぜひ、今日しか言う場がないようなので、早く時間を進めたい中でも、ちょっとそういうふうに関わ

せていただきたいと。ぜひ、モチベーションを上げていていただきたい。気持ちが下がっていきんじゃなくて、上がっていく方向でやってもらいたいなというふうに思います。人材育成というと、誰がやるんだと。別に偉い人なんかいないわけで、みんなが自ら自己啓発、自己向上していけばいいわけだというふうに思うので、ぜひ、お願いいたします。

以上です。

○嶋崎委員長 はい。教えてください。

○神河人事課長 ご意見ありがとうございます。

新規で入ってくる職員の中には、やはり区を志望した理由としまして、住民に一番近いと。住民の窓口対応を楽しみに来ているという職員も多くいます。そういったことを踏まえまして、私ども、人事としましては、やはりそういった窓口を経験してもらえるような、住民と接点を持てるような、例えば、ジョブローテーションであったりとか、あと、住民に対する愛着を持っていただいたりとか、地域に関する愛着を持っていただけるような研修の実施、そういったものなども組み合わせて行いながら進めてまいりたいと思います。

ご指摘の部分をどのように記載できるかについては検討させていただき、参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○嶋崎委員長 はい。

ほかにありますか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、この人材育成基本方針改定（案）を終了いたします。

それでは、日程2、その他に入ります。

委員の皆さんから何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。

執行機関からどうぞ。

○谷田部道路公園課長 それでは、道路公園課のほうから、口頭でご説明をさせていただきますと思います。

現在、和泉公園周辺地区の道路整備、こちらのほうは、平成29年から電線の地中化の工事を先行して始めておりまして、その地中化の工事が終わった後に、最終的な道路工事を、今現在、区のほうで進めているところでございます。令和3年12月10日から令和5年3月31日の工期ということで、現在、常盤工業株式会社が工事を進めております。

この工事、今、若干、変更の状況がございまして、1点は、まず、地元の要望によりまして、昼間施工から夜間施工に変更したということで、検証、協議が改めて必要になりまして、この間の協議に時間を要してしまったということで、約3か月間の遅れが生じております。加えまして、夜間工事にしたための金額の増額の変更、それから、あと、検証、協議によりまして、交通誘導員の増加に伴う金額の変更がございまして、今現在、詳細を詰めているところでございます。詳細を詰めて、明らかになった段階で、また改めてご報告させていただきたいと思います。

以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。ここまでのところで、ご質疑ありますか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。ちょっと休憩します。

午後1時59分休憩

午後2時01分再開

○嶋崎委員長 委員会を再開いたします。

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、ご協力いただきまして、ありがとうございました。

本日は、この程度をもちまして、終了といたします。閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後2時02分閉会